

自己株式の無償・低廉取得に係る
法人税の課税関係

清 水 秀 徳

〔 研 究 科 第 45 期 〕
〔 研 究 員 〕

要 約

1 研究の目的

法人税法における資本等取引とは、資本金等の額の増減を生ずる取引（法 22 条 5 項）であるとされ、所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額は、資本等取引以外の取引に係る収益の額（法 22 条 2 項）であると規定し、資本等取引から益金は生じないこととされている。平成 18 年度税制改正において、法人税法上の有価証券の範囲から自己株式は除くこととされたため、自己株式を取得した場合には、会社法及び会計と同様、資産に計上しないこととなり、その取得した株式に対応する金額は、資本金等の額から減算することとなる（法 2 条 21 号、令 8 条 1 項 17・18 号）。このため、改正後の自己株式の取得は資本等取引であると考えられている。

そして、改正前の自己株式は、法人税法上資産として取り扱われていたことから、発行人が自己株式を無償又は低廉（以下要約において「無償等」という。）で取得した場合は、法人税法 22 条 2 項の資産の譲受けに該当するため、発行人は自己株式の時価と譲受金額との差額について益金を認識（以下要約において「受贈益課税」という。）するという考え方があったが、改正後は、自己株式の取得は資産の取得ではなく資本等取引とされたことから、このような考え方を採用することはできないと考えられている。

しかしながら、現行法人税法においてもなお、自己株式の無償等取得が行われた場合にまで、それを資本等取引として取り扱うべきか、あるいは、受贈益課税すべきではないかという議論もあり、その解釈が分かれている。

そこで、本研究では、発行人が自己株式を無償等で取得した場合のその発行人の課税関係を改めて考察することを主目的とし、さらに、その発行人の法人株主の課税関係についても若干の考察をすることとする。

2 研究の概要

(1) 発行人の課税関係

イ 商法、会計及び法人税法における自己株式の取扱いの改正

平成13年6月の商法改正まで、自己株式の取得は原則禁止され、例外的に取得した場合でも消却又は処分義務が課されていたことから、商法上、自己株式の長期保有は認められておらず、また、売買契約による売却処分も可能であったことなどから、自己株式は貸借対照表に資産として表示することとされていた。しかしながら、同改正において、消却及び処分義務を廃止して長期保有を容認するとともに、売却処分はできないこととされ、自己株式の取得は実質的には過去に受けた出資を株主に払い戻す行為で資産の取得ではないことから、貸借対照表の資本の部に控除する形式で表示することとなった。

同改正は、自己株式には資産性がないという立場を明確にしたものであると考えられ、会計もこの立場を受けて、自己株式を無償で取得しても、発行法人に資産の増加はなく利益は生じないので、仕訳を起こさず、取得した自己株式の数のみの増加として処理することとされた。

法人税法においても、自己株式の取得は有価証券の取得というこれまでの位置付けを変更して資本等取引であることを明確化したことから、自己株式を取得した場合の発行法人の減少すべき資本金等の額は、無償で取得した場合にあってはゼロ、低廉で取得した場合にあっては、現実に交付した金銭等の額になると解される。

ロ 無償等取得に係る課税関係

自己株式を無償等で取得した場合の発行法人に対する受贈益課税の論拠として次の3点が挙げられるが、いずれの論拠も妥当ではなく、この見解には賛成できない。

第一に、自己株式の取得という行為は、株式自体の取得と資本金等の額の減額という二つの場面に分けることができ、株式の取得という場面においては、自己株式の取得を資産の取得と捉えた上、受贈益課税すべきという考え方である。しかしながら、いかなる理由で自己株式が資産といえるのか、発行法人にいかなる経済的価値の流入があるのかが明ら

かにされておらず、結局この考え方は、受贈益課税することを前提としたものであると考えられ、現行法人税法の下では採用し得ない。さらに、法人税法が規定する譲受けに係る収益（法法 22 条 2 項）とは、外部からの経済的価値の流入を意味するものであることから、自己株式の取得によって発行法人に経済的価値が流入していると解することはできず、その意味でも益金は生じないと考える。

第二に、発行法人に発行法人株式を無償等で譲渡する法人株主の取扱い、後述するように、原則として当該株主に寄附金課税が行われることから、反対に、その株式を取得した発行法人に受贈益課税すべきという考え方である。しかしながら、時価を超える額で増資払込みがあった場合に出資者側に寄附金課税が行われても、受入側である増資法人にとってはあくまで資本等取引であり、その全額が資本等を構成するとした裁判例が示すように、寄附金課税と受贈益課税とは必ずしも呼応して取り扱う必要はないものと考ええる。

第三に、株主からの現物配当（利益積立金額を原資）として自己株式を取得した場合は、発行法人において受取配当として収益計上することを根拠に、これと同様、自己株式を無償等で取得した場合も収益計上すべきという考え方である。しかしながら、これは現行税法が、資本金等の額と利益積立金額との区分を厳格に行い、資本金等の額を原資とする分配に対する配当課税を防止し、利益積立金額を原資とする分配に対する配当課税を確保することとしている点にかんがみれば、自己株式を無償等で取得した場合の収益計上の理由とはならないと考える。

（2）譲渡する法人株主の課税関係

発行法人に発行法人株式を無償等で譲渡する法人株主から見れば、有価証券という資産の譲渡に該当するため、無償等で譲渡した場合には時価相当額が譲渡対価の額となり、当該時価相当額と実際に收受した金額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる部分の金額は寄附金の額となる。ただし、平成 22 年度税制改正により、完全支配関係のある法人間で自己株

式取引が行われた場合には、当該法人株主に譲渡損益は生じないこととされた。

(3) 譲渡する法人株主以外の他の法人株主の課税関係

イ 原則的な取扱い

株主が複数いる場合において、一の法人株主が発行人に対して発行法人株式を無償等で譲渡したときは、当該株主以外の他の法人株主（以下要約において「他の法人株主」という。）の保有する株式の価額が増加して含み益が生ずることになるが、他の法人株主がその有する株式を譲渡等してその利益が顕在化した時に課税するという実現主義を採用する現行法人税法の下においては、含み益については課税所得を構成せず、他の法人株主に課税関係は生じない。

ロ 特殊な場合の取扱い

自己株式の無償等取得が行われた場合でも、発行人及び他の法人株主に法人税の課税関係が生じないのは前述のとおりである。しかしながら、例えば、他の法人株主が持分割合の変動により、何らの犠牲を払わずにその株式の表章している資産価値や支配権の移転を受ける結果となる場合にまで、このように解することが妥当なのかという疑問がある。このような場合には、むしろ経済的利益を享受している他の法人株主への課税を検討すべきである。

その際には、まずは、持分割合の変動による株主間における資産価値の移転がどういった認識の下で行われたのか、経済的利益を享受した他の法人株主がどういう立場にいたのか等を総合的に勘案して判断していくことが必要と考える。

そのような判断について、収益の額について定めた法人税法 22 条 2 項の規定からアプローチした事件としてオープンシャールディング事件（以下要約において「O社事件」という。）が参考となる。O社事件は、法人が新株をC社に著しく有利な価額で発行したことにより、既存株主たるO社の持分割合が減少して、新株主たるC社に資産価値の相当部分

が移転したことについて、この株主間の移転が法人税法 22 条 2 項の収益の額が生ずる取引に該当するか否かが争われたものである。

最高裁は、本件の資産価値の移転は〇社の支配の及ばない外的要因によって生じたものではなく、移転を意図し、移転を受ける C 社を含む関係者間の了解や合意の上にそれが実現したものであるということが出来るから、その移転は法人税法 22 条 2 項の収益の額が生ずる取引に当たり、移転した資産価値は、益金に当たると判示した。このように、この判決は、収益の額が生ずる取引の判断に当たり、法人間において能動的に資産価値の移転を図った点を重視し、他の取引から生じる利益と同様に、移転した資産価値が実現した所得として法人税の課税対象となることを示したといえる。

上記のような収益の額が生ずる取引の判断については、〇社事件の新株有利発行の場面に限定されるものではなく、資本等取引を奇貨として法人間において生じ得る、持分割合の変動を意図した資産価値の移転があったような場合にも適用できるものとする。

したがって、自己株式の無償等取得の場合でも、その株式の表章している資産価値の移転について、法人税法 22 条 2 項の収益の額が生ずる取引に該当するかの判断を行い、他の法人株主の受けた経済的利益が単なる含み益ではなくその移転により実現したものであるかどうかを検討した上、当該他の法人株主に対する課税の可否を行うのが相当と考える。

3 結論

自己株式を無償等で取得した発行法人に受贈益課税するのは適当でなく、発行法人に課税関係は生じないと考える。そして、この場合、その株式を無償等で譲渡した法人株主については、原則として寄附金課税が行われることになり、他の法人株主については、単なる含み益が生ずるにとどまり課税関係は生じないものとする。ただし、譲渡した法人株主から他の法人株主への資産価値の移転について、法人税法 22 条 2 項の収益の額が生ずる取引に該

当すると認定し得る場面においては、当該他の法人株主に対して課税を行うことも考えられよう。

目 次

はじめに	319
第1章 資本等取引と損益取引の区分	321
第1節 資本取引と損益取引をめぐる会計と会社法	321
1 資本と利益の第一の区分	321
2 資本と利益の第二の区分	323
第2節 法人税法における資本等取引	326
1 資本等取引の意義	326
2 資本金等の額と利益積立金額	327
3 資本等取引における取引	328
4 資本金等の額と利益積立金額を区分する意義	328
第3節 資本等取引と損益取引の混在	330
1 剰余金の配当として現物配当をした場合	330
2 デット・エクイティ・スワップの場合	332
3 小 括	335
第2章 自己株式に係る会社法等と法人税法の取扱い	336
第1節 会社法等における自己株式の取得・保有・処分	336
1 商法・会社法における自己株式取得	336
2 商法・会社法における自己株式保有	341
3 商法・会社法における自己株式処分・消却	345
4 企業会計における自己株式	347
5 小 括	351
第2節 法人税法における自己株式の取得・保有・処分	351
1 自己株式の取得に係る取扱い	352
2 自己株式の保有に係る取扱い	353
3 自己株式の処分に係る取扱い	354
4 小 括	355

第3章 無償等取得した発行法人の課税関係	357
第1節 法人税法における資産と自己株式	357
1 法人税法上の資産	357
2 法人税法上の自己株式と取得価額	358
3 有価証券として取り扱うことの弊害	360
4 小 括	361
第2節 自己株式の無償等取得と受贈益課税	362
1 法人税の課税所得と受贈益	362
2 自己株式の無償等取得と経済的価値の流入	363
3 受贈益課税肯定説の検討	365
第4章 無償等取得した発行法人に係る株主の課税関係	370
第1節 無償等で譲渡した法人株主の課税関係	370
1 原則的な取扱い	370
2 完全支配関係がある場合の取扱い	371
第2節 他の法人株主の課税関係	372
1 含み益に対する課税関係	372
2 特殊な場合における課税	374
3 法人税法 22 条 2 項の規定からのアプローチ	375
4 資産価値の移転に係る課税の射程	378
5 資産価値の移転と法人税法 132 条の適用可能性	379
結びに代えて	382

凡 例

本稿で使用している法令の略称は、次のとおりである。

《法令》	《略称》
法人税法	法法
法人税法施行令	法令
会社法	会法
会社法施行規則	会規
会社法計算規則	計規

はじめに

法人税法においては、従来から資本等取引から益金及び損金は生じないとされ、自己株式の取得も、平成 18 年度税制改正後は資本等取引であると考えられている。

一方、会社法の制定による規制緩和等が進展する近年においては、現物配当のように、法人税法上資本等取引でありながら同時に損益も発生すると考えられているものも存在しているといえる。

このような現状において、資本等取引たる自己株式の取得をした場合においても、損益取引が行われたとみることができるのか否か、とりわけ発行法人が自己株式を無償又は低廉（以下「無償等」という。）で取得した場合に、その発行法人に対して受贈益課税すべきか否かについては議論が生じているところである。

そこで本稿は、自己株式を無償等で取得した発行法人の課税関係について改めて考察を行うこととする。

また、株式は、それ自体が有価証券として直接取引の対象となる金融商品であるとともに、株主の会社財産に対する割合的持分の性質をも有していることからすると、株式には、「財産（有価証券）」という側面と「持分割合を表章したもの」という側面があると考えることができる。

このような株式の性格ゆえに、自己株式取引が行われた場合において、持分割合の変動を通じてその株式の表章している資産価値が株主間で移転し、これが課税上問題とされることも考えられる。この資産価値の移転は、換言すると保有株式の価額の増減という含み損益の問題であり、法人税における課税所得を構成しないものとも考えられるが、その取引が、無償等で行われた場合あるいは他の株主に資産価値を移転する意図の下に行われた場合にまで、含み損益として課税所得を構成しないと考えることが適切なのかという疑問もあろう。

そこで本稿は、自己株式取引を通じて株主間で保有株式の表章している資産価値の移転が行われた場合の課税上の取扱いの方策についても若干の考察を行

うこととする。

以上のように、本稿は、疑義の生じている自己株式の無償等取得に係る発行法人の課税関係を明らかにするとともに、その自己株式取引を通じて「株主」に生じ得る問題について課税上の取扱いの方策を示すことを目的とし、次のような構成により進めていく。

まず、第1章において資本等取引及び損益取引に係る課税上の取扱い等について概観し、第2章では、法人税法において自己株式の取得取引を資本等取引との関係でどのように捉えることになるかを考察する。その上で、第3章で自己株式の無償等取得に係る発行法人の課税関係を考察する。最後に、第4章では、発行法人に係る「株主」に対する課税上の取扱いを考察する。

第1章 資本等取引と損益取引の区分

第1節 資本取引と損益取引をめぐる会計と会社法

資本と利益の区分の原則には二つの意味があるといわれている。一つは払込資本とそれを運用して得られた期間利益との区分（第一の区分）であり、もう一つは資本内部の区分（第二の区分）で剰余金区分の原則とも呼ばれている⁽¹⁾。

1 資本と利益の第一の区分

(1) 適正な期間損益の要請

払込資本とそれを運用して得られた期間利益との区分については、維持すべき資本としての期末払込資本の額を確定することが重要であり、とりわけ、期中における資本自体の増減（資本取引）を識別し、それを収益費用の発生（損益取引）と混同しないことが肝要となる。企業会計原則は資本と利益との区別を強調しているから、「例えば、新株発行による株式払込剰余金から新株発行費用を控除することは許されない」（企業会計原則注解2）ことを明らかにし、資本取引と損益取引とを混同せず適正な損益計算を行うよう要請している。

企業会計基準委員会は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」において、国際的な会計基準では株式交付費は資本取引に付随する費用として資本から直接控除することとされているが、我が国においては費用として処理する損益取引の立場を明らかにしている⁽²⁾。

会社法は、国際的な会計基準に倣い株式交付費を資本金からの控除を認める規定（計規14条1項3号）を新設し、株式交付費は株主との間の直接

-
- (1) 万代勝信「資本・利益の区分をめぐる歴史的動向と理論－資本取引と損益取引の区分を中心として」企業会計59巻2号18頁（2007）。
 - (2) その理由として株式交付費は株主との資本取引に伴って発生するものであるが、その対価は株主に支払われるものではないことを挙げ、企業会計基準委員会は株主との直接的な取引を重視している。

的な取引に付随して生ずるものであるとしてこれを資本取引としている。ただし、株式会社の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う（会法 431 条、計規 3 条）とされていることから、実務上は損益取引として取り扱われている。

このように資本取引に付随して損益が発生する場合においても、その区分を厳格にして適正な期間損益を行うことが要請されている。

（2）資本取引の意義

資本と利益を区分する場合、大きく分けて二つの方法が考えられる⁽³⁾。一つは資本を積極的に定義し、それ以外のものを利益とする方法であり、もう一つは利益を積極的に定義し、それ以外のものを資本とする方法である。

会社法制定前の商法（以下「商法」という。）では、資本の額は発行済株式の発行価額の総額（商法 284 条ノ 2）、会社法では、資本金の額は株式の発行に際して株主となる者からの払込額の総額（会法 445 条）と規定されているように、前者の立場が商法及び会社法の立場である。これらの総額がさらに分類されることはあるが、重要なことは株主との間の取引で、かつ、株式を媒介としているものが資本を構成するということである。したがって、株式を媒介としていないものはたとえ株主との間の直接的な取引であっても、資本取引とはみなされず、結果として損益取引とされる。

従来の資本会計の議論では、さまざまな資本取引の定義が提示されてきたが、主な論点は資本取引の定義を株主との取引に限定するか、それとも株主との取引以外の要因⁽⁴⁾によるものにまで拡張するかであったが、論理的には資本取引を株主との取引に限定する見解の方に分があるとされ、商法、会社法、法人税法では資本取引を株主との取引に限定する見解が採られているように、現在では資本取引は株主との取引という定義に収れんしつつある。

(3) 万代・前掲注(1)19頁。

(4) 例えば、補助金を資本取引とするものなどが挙げられる。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」において自己株式の取得や処分が資本取引とされたように、我が国の会計実務においても資本取引を株主との取引とみるようになってきているといえる。なお、国際的な会計基準も株主との直接的な取引を資本取引と捉えている⁽⁵⁾。このように、会計においては、株主との間の株式を媒介にした資本の変動取引を資本取引と捉えているといえよう。

2 資本と利益の第二の区分

(1) 資本剰余金と利益剰余金の区分

企業会計原則は資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、とくに資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならないとしている（企業会計原則第一の三）。

資本剰余金は資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金であって、両者を混同すると企業の財政状態及び経営成績が適正に表示されなくなる（企業会計原則注解2）としているが、理由はそれだけではなく株主への利益分配とも密接に結びついており、これらを混同して払い戻すことによって資本を食いつぶすことのないようにすることも要請されているのである。

会計学においては自己資本（株主資本）のうち資本金以外の部分を剰余金とよび、剰余金を発生源泉別に資本剰余金と利益剰余金とに区分してきた。資本剰余金は払込資本のうち資本金として処理されなかった部分であり、利益剰余金は企業活動によって稼得した利益の社内留保額すなわち留

(5) 万代・前掲注(1)19頁では、次のように述べられている。「例えばIASBが公表している『財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク』（1989年）によれば、持分は「特定の企業のすべての負債を控除した残余の資産に対する請求権である（para49）」と、収益は「持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の増加、費用は「持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の減少」と定義されている（para70）。すなわち、持分変動額のうち、持分参加者（株主）との直接的な取引による部分は資本の変動であり、それ以外の原因で生じた部分は利益（損失）である。」

保利益である。

資本剰余金が株主からの払込みを源泉とするのに対して、利益剰余金は払込資本を活用して得られた成果を源泉とするものであり、両者は発生源泉の違いにより区分して扱われるべきものとされてきた⁽⁶⁾。「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第19項においても「資本剰余金の各項目は、利益剰余金の各項目と混同してはならない。したがって、資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められない」と定めている。

このように会計が資本剰余金と利益剰余金をとを区分する理由は、財務諸表の表示の問題のみならず、両者を区別することで利益の分配と資本の払戻しとを適正ならしめることをも意味しているのである。

(2) 会社法における剰余金の会計規制

会社法会計では、従来の資産の部の合計額と負債の部の合計額との差額を表示する部が、「資本の部」から「純資産の部」に変更され、個別財務諸表の場合、純資産の部は株主資本、評価換算差額等、新株予約権に区分表示される（計規76条1項1号）。

株主資本は資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式、その他に分けられ（計規76条2項）、払込資本を意味する資本金・資本剰余金と留保利益を意味する利益剰余金とが区別されている。資本準備金及び利益準備金は分配可能額⁽⁷⁾から除外され（会法461条2項）、ともに内部留保が求められる拘束性の強い項目であるが、発生源泉としては前者は資本剰余金に属し、後者は利益剰余金に属する。

このように会社法では表示面においては資本剰余金と利益剰余金は明確に区分されている。表示面において区分されていても両者間で金額の振替が自由に認められるならば会計処理面において剰余金の区分がなされるとはいえなくなるため、会社法は両者間の振替を制限している（計規25

(6) 壺岐芳弘「資本と利益の区分－会社法における剰余金の会計規則と配当規制を中心として」企業会計59巻2号27頁（2007）。

(7) 会社法では、商法の「配当可能利益」を意味する用語として「分配可能額」が用いられている。

条1項⁽⁸⁾。これは会計の立場を考慮したものであると考えられている。

(3) 会社法における配当規制

商法では利益の配当、中間配当、自己株式の有償取得等について別々に財源規制していたが、会社法はこれらを剰余金の配当として包括し、統一的な財源規制を定めている。これは株主に対する資本の払戻しと株主に對する利益の配当とは、会社法では「剰余金の配当」として一本化されたことを意味している。配当の分配可能額は、単純な場合には、最終事業年度末におけるその他資本剰余金とその他利益剰余金との合計額である。そして配当する際にいずれの剰余金から行うかについての順序は規定されておらず、会計上、いずれを財源とするかは、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従うこととされている⁽⁹⁾。

つまり、会社法の配当規制においては資本剰余金と利益剰余金とは区分されていないのである。ただし、剰余金の配当時に準備金を計上しなければならない場合（会法445条4項）には、その財源に応じて計上すべき準備金の種類が決まることとされ、その意味では、会社法は剰余金の区分に関して会計規制と配当規制とを分離して考えている。

会計学では資本剰余金と利益剰余金との区分が要請されてきたが、それは単に両者を区分して表示するというにとどまらず、本質的に分配不可能な部分（維持すべき部分）と本質的に分配可能な部分とを区分することがもともと含意されていたはずであるが、その他資本剰余金からその他利益剰余金に振替が可能となった会社法はそのような考え方を採用していないといえる⁽¹⁰⁾。

これは、その他資本剰余金を配当原資にできるようになった平成13年の商法改正後からいえることであるが、他方、法人税法においては後述のように両者の区別が重要であるため、両者の振替を認めていない。

(8) 平成21年4月1日以後はその他利益剰余金を減少して資本金の額を増加することも可能となった。

(9) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第10項。

(10) 壺岐・前掲注(6)31頁。

第2節 法人税法における資本等取引

1 資本等取引の意義

法人税法 22 条 5 項は、「資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配」をいうと規定し、資本等取引という用語が用いられている。

資本等取引とは、①法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引（狭義の資本等取引）、②法人が行う利益又は剰余金の分配⁽¹¹⁾の二つを含む概念である。

①の狭義の資本等取引は、資本維持の要請から資本取引と損益取引を厳格に区別して企業の利益と損失は損益取引のみから生じ、資本取引からは生じないという企業会計原則及び会社法の考え方を前提として、資本等取引に係る収益及び損失を益金及び損金の範囲から除外する趣旨のものである⁽¹²⁾。

②の法人の利益又は剰余金の分配については、法人税法は出資者に利益を還元する前の段階の所得を課税の対象としているため、利益又は剰余金の分配も純資産の減少をきたすものであるが、損金の額には算入されないことを明らかにする趣旨のものである⁽¹³⁾。

このように、資本等取引と損益取引との区分は法人税法の課税所得を算出する上で重要である。資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引は法人の純資産の増減をもたらすが、それは法人と株主との間の資本の変動取引に伴う株主資本の増減であるため、資本等取引からは益金及び損金が生じないことを法人税法は明らかにしているのである。

(11) 残余財産の分配又は引渡しも資本等取引に含まれる。

(12) 金子宏『租税法（第15版）』269頁（弘文堂、2010）。

(13) 岡村忠生『法人税法講義（第3版）』52頁（成文堂、2008）では、「企業会計では、資本取引に利益又は剰余金の分配が含まれるかどうかについて対立があるため、法人税法は「等」を入れ、それが含まれることを明らかにしている」と述べられている。また、武田昌輔＝後藤喜一編著『会社税務積義』4054頁（第一法規）では、「利益又は剰余金の分配は、利益積立金額の減少であっていわゆる資本取引ではないが、損益取引と関連がないという意味において資本等取引とされた」と述べられている。

なお、資本等取引は、資本金等の額の増減や分配を行う法人側の一方的な概念であるため、出資者や株主など当該取引の相手側に損益が生じないこととはされていない。

2 資本金等の額と利益積立金額

資本金等の額とは、「法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額」とされており、いわゆる払込資本を指す概念である。法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引の内容及び増減する金額は、法人の資本金等の額を資本金の額、すなわち、貸借対照表の資本金の項目に表示された金額と、資本金の額以外の金額の前期末までの増減額及び当期の増減額とを合計した金額として規定されている（法令8条1項）。

資本金の額という会社法の概念を借用しているのは、税法が確定決算主義を前提としているため、会計上の計算書類を出発点として申告所得金額の計算を行うことに配慮したものである⁽¹⁴⁾。資本金等の額の基本的な役割は、株主段階で課税済みの資産がどれだけ法人に出資されているかを示すことであり、これによって株主の原資への課税を防止することが可能となるのであり、法人税法は、その数値を会社法の資本金を引用し一定の修正を加えて算出しているのである⁽¹⁵⁾。

利益積立金額とは、「法人の所得の金額で留保している金額として政令で定める金額をいう」と定義され（税法2条18号）、これは会社法会計における利益剰余金（計規76条5項）に概ね相当する金額である。すなわち、利益積立金額は基本的には法人税課税留保利益を意味する概念である⁽¹⁶⁾。したがって、法人の利益積立金額を原資として行われる分配は、株主においては課税を受けるべきことになる⁽¹⁷⁾。

(14) 武田ほか・前掲注(13)4051頁。

(15) 岡村・前掲注(13)318頁。

(16) 谷口勢津夫『税法基本講義』306頁（弘文堂、2010）。

(17) 岡村・前掲注(13)368頁。

3 資本等取引における取引

法人税法では、各事業年度の所得の金額についてその計算要素である益金及び損金の概念から資本等取引に係る純資産の増減が排除されている。このことは出資者の側から見た場合、法人における出資の受け入れは利益を生み出す「もとで」の受入れであり、また、法人が獲得した利益を出資者に分配してもそれは「もとで」の拠出者にその利益を返還する行為にすぎないということになる。

法人税法は資本等取引を「法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配」と定義しているが、これはまさに法人と出資者との間の取引に他ならない⁽¹⁸⁾のであり、法人税法は会社法と同様に株主以外との資本取引を認めていないということの意味している⁽¹⁹⁾。

4 資本金等の額と利益積立金額を区分する意義

会社計算規則において「資本剰余金」と「利益剰余金」とを区分して表示することが要求されているのは、払込資本と留保利益を区分する会計の立場を考慮したものである。

法人税法も会計のこのような考え方に準拠して、資本金等の額と利益積立金額を区別していると考えられ、この意味で企業会計準拠主義（法法 22 条 4 項）は損益取引のみならず資本等取引にも妥当するといえる。

もともと、会計が払込資本と留保利益を区分するのは、適正な期間損益に関する情報を投資家に提供するという観点の主眼であるのに対して、法人税法は、法人の純資産のうち、①株主段階での課税済資産（資本金等の額）と、②法人段階での法人税課税済・株主段階での課税未済の留保利益（利益積立金額）との区分をすることが極めて重要であるとされている。

それは、資本金等の額と利益積立金額とを区分することによって、資本金等の額を原資とする分配に対する配当課税を防止すること、利益積立金額を

(18) 谷口・前掲注(16)305頁。

(19) 岡村・前掲注(13)318頁。

原資とする分配に対する配当課税を確保することを目的としたものと考えられるからである⁽²⁰⁾。つまり、資本金等の額の基本的な役割は、株主段階で課税済みの資産がどれだけ法人に出資されているかを示すことであり、これによって、株主の原資への課税を防止することができる。

このように資本の払戻しについては課税されないが、利益の配当については課税されるという点が、法人税法における資本金等の額と利益積立金額とを区分する最大の理由である。したがって、会計上準備金や剰余金を減少させた上で資本金の額を増加させても、法人税上はこれらの減少及び増加はなかったものとされる（法令8条1項13号）。

また、会社法において株主に対する資本の払戻しと株主に対する配当とが「剰余金の配当」として一本化されたため、法人税法においては剰余金の配当を資本の払戻し部分と配当部分とに区分することが必要となり、その原資の区分に応じて資本の払戻し部分と利益の配当部分とに区分する改正が行われた。

なお、会計及び会社法では、資本金、資本剰余金、利益剰余金に加え、新株予約権、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、少数株主持分及び為替換算調整勘定を加えた「純資産の部」を設けるものとされた。これは、まず資産及び負債が何かを定義し、その余を純資産とする思考過程において生み出されたものである。

法人税法では、上記のように法人の株主等から出資を受けた金額及びそれを運用して得た所得を留保した金額をそれぞれ区分して管理することこそが肝要であり、それを前提にしてこそ適正な配当課税が実現されると考えているため、会計及び会社法のように純資産という概念を導入することなく、税務上の貸借対照表の資産と負債の差額は、「資本金等の額+利益積立金額」と観念されている⁽²¹⁾。

(20) 谷口・前掲注(16)307頁。

(21) 武田ほか・前掲注(13)4055頁では、この点に関連して「会社法では、法律レベルでは①資本金、②準備金、③剰余金の構成であるが、表示を規律する会社計算規則

第3節 資本等取引と損益取引の混在

1 剰余金の配当として現物配当をした場合

(1) 現物配当と会社法

商法上、現物配当について直接定めた規定は存しなかったが、会社法では現物配当に関する規定が設けられ、会社は株主に対して金銭をもってする剰余金の配当のみならず、金銭以外の財産をもって剰余金の配当をすることができることになった。

会社法は、会社が剰余金の配当をするときは、その都度、株主総会の決議により、配当財産の種類（自己株式を除く）及び帳簿価額の総額、株主に対する配当財産の割当てに関する事項並びに当該剰余金の配当がその効力を生ずる日を定めるべきものとし（会法 454 条 1 項）、配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めることができる⁽²²⁾（会法 454 条 4 項）。

- ① 株主に対して金銭分配請求権（当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利）を与えるときは、その旨及び金銭分配請求権を行使することができる期間
- ② 一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨及びその数

(2) 現物配当の会計処理

法人が現物配当を行った場合の会計処理は、配当の効力発生日における配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額を当該効力発生日の属する事業年度の損益とし、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他

では企業会計を尊重し、①資本金、②資本剰余金、③利益剰余金の構成とされ、結果的に「剰余金」の意味するところが会社法と会社計算規則において異なることとなっている。資本と利益の峻別という考え方も、法律レベルでは存在しないが、計算規則レベルでは厳密に存在することになっている」と述べられている。

- (22) 配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合の株主総会の決議は特別決議が必要である（会法 309 条 2 項 10 号）。

利益剰余金を減額することとされている。

例えば、投資有価証券（帳簿価額 100、時価 300）を株主に現物配当し、利益剰余金を配当原資とした場合の会計処理は、次のようになる。

利益剰余金	300	投資有価証券	100
		譲渡損益	200

会計がこのように考える理由は、金銭以外の財産をもって会社を清算する場合とのバランスや資産の譲渡は時価を基礎として取引が行われるのが通常であることから、金銭以外の財産をもって配当した場合も分配前に損益を計上し、配当財産の時価をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金を減額することが適切であるという点にある⁽²³⁾。

ただし、企業集団内の企業へ配当する場合など一定の場合には、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金を減額することとされている⁽²⁴⁾。

(3) 現物配当の税務上の取扱い

会社法 453 条に規定する剰余金の配当は、法人税法 22 条 5 項の資本等取引に該当することから、資本等取引の考え方からすれば、現物配当（法人税法 2 条 12 号の 6 に規定する現物分配。以下同じ。）を行う法人に益金及び損金は生じないと考えることもできる。

時価の概念のない「金銭」を配当する場合には当然そこから益金及び損金は生じないが、時価の概念の存在する金銭以外の財産を配当する場合にこの考え方を貫徹すると、課税上弊害が生じるおそれがある。なぜなら、分配時に配当を行う法人に対する譲渡損益を認識しておかないと、当該財産の含み損益について永久に課税することができなくなるからである。

したがって、法人が現物配当を行う場合には、法人税法は会計と同様に

(23) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第 38 項。

(24) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第 10 項。

分配前に現物財産の譲渡損益を認識する⁽²⁵⁾ことを前提として、法人が剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割を除く）をした場合に減額する利益積立金額は、株主等に交付する金銭の額及び金銭以外の資産の価額（時価）の合計額（法令9条1項8号）とされている⁽²⁶⁾。これを上記の例で例えると、税務上の処理は次のようになる⁽²⁷⁾。

利益積立金額	300	投資有価証券	100
		譲渡損益	200

これは、有価証券をいったん時価で有償譲渡した後、剰余金の配当を行った場合と実質的に同じである。すなわち、現物財産である有価証券の譲渡（損益取引）と剰余金の配当（資本等取引）とが併せて行われたものと考えることができる。

2 デット・エクイティ・スワップの場合

(1) DESにおける会計と商法・会社法

デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」という。）とは、債務を株式と交換することをいう。DESを行う法人にとっては、債務が減少して資本に振り変わるにより自己資本比率が改善し、元利払いの負担が少なくなるのがメリットであるとされている。

DESは、実務上、①株式会社の債権者がその有する債権を当該会社に現物出資し、②混同（民法520条）により当該会社の債務を消滅させるとともに、③当該会社が当該債権者に対して現物出資された債権に相応する株

(25) 法人税基本通達3-1-7の5参照。

(26) 配当原資により資本金等の額又は利益積立金額を減額するが、資本剰余金の額の減少に伴う剰余金の配当かどうかで、利益積立金額を減額するか、資本金等の額を減額するか又は資本金等の額及び利益積立金額の双方を減額するかといった税務上の取扱いが異なることになる（法法23条及び24条）。

(27) 平成22年度税制改正において、適格現物分配により資産を移転した場合には譲渡損益は生じないこととされた（法法62条の5第3項）。

式を発行する方法により行われる。

DESにより現物出資を受けた場合の取扱いについては、債権の券面額をそのまま資本増加額とする考え方（券面額説）と、資本増加額となるのは債権の評価額（時価）であり券面額と時価との差額は債務消滅益とする考え方（評価額説）がある⁽²⁸⁾。現物出資を行った債権者については、前者では債権の券面額が株式の取得価額に振り替わるのに対して、後者では株式の取得価額を構成するのは債権の時価のみであり、券面額と時価との差額は損失とされる。

なお、会社法においては、その債権の履行期が到来しており、かつ、その債権金額以下で出資をする場合には、検査役の検査は不要とされ現物出資の手続が簡素化された（会法207条9項5号）。

(2) 現物出資を受けた法人の税務上の取扱い

現物出資を受けた法人（債務者）については、資本金等の額を増加させる取引であるDESは、法人税法22条5項の資本等取引に該当することから、資本等取引の考え方からすれば、現物出資を受けた法人に債務消滅益は生じないと考えることもできる。

商法が発行価額を基準に増加する資本の金額及び資本準備金の額を規定していたこともあり、法人税法も発行価額を基準として発行価額のうち資本に組み入れなかった金額を資本積立金額としていたが、会社法では払込金額又は給付財産価額を資本金等の増加限度額とすることとされたことに伴い、平成18年度法人税法の一部改正（以下「平成18年度税制改正」という。）において、増加する資本金等の額は払込金額又は給付財産価額（時価）を基準とすることに改められた（法令8条1項）。

つまり、DESにより自己宛債権の現物出資（適格現物出資を除く）を受けた場合は、債務者である法人の増加する資本金等の額は、その券面額で

(28) 東京地裁が券面額説でも問題がない旨の見解を示してからは、実務上、券面額説による処理が一般的となっていた。この点については、針塚遵「東京地裁商事部における現物出資等検査役選任事件の現状」商事法務1590号8頁（2001）参照。

なく時価によることとなった⁽²⁹⁾。

したがって、債務者である法人が現物出資を受けた自己宛債権に対応する債務は混同により消滅し、消滅した債務の金額のうち資本金及び資本準備金の増加額を超える金額は、債務消滅益として益金の額に算入されることになることと解される⁽³⁰⁾。

この点について商法下における事件であるが、東京地裁は、DES は①現物出資による債権者から債務者への債権の移転、②債権とこれに対応する債務の混同による消滅、③新株発行、という複数の各段階の過程で構成される複合的な行為であるから、これらをもって一の取引行為とみることはできず、各段階ごとにそれぞれ法人税法等の各法令が適用されるとし、①の現物出資と③の新株発行の過程においては資本等の金額の増減があるので、この二つは資本等取引に当たるものの、②の混同の過程においては資本等の金額の増減が生じることはないので資本等取引に該当せず、損益取引に当たると解されるので、これに基づく経済的利益に債務消滅益を認定することは違法ではないと判示した⁽³¹⁾。

例えば、券面額 100 (時価 80) の自己宛債権の現物出資を受けた法人は、債務免除益 20 が生じることとなる⁽³²⁾。これは、一部の債務免除を受け、残額の現物出資を受けることと実質的に同じである。すなわち、債務免除 (損益取引) と出資 (資本等取引) とが併せて行われたものと考えることができる。

(29) 金子・前掲注(12)271頁では、この点について、会社法では券面額説、評価額説のいずれでも採用できるように見えるが、税務上は評価額説が妥当である旨述べられている。

(30) 適格現物出資の場合であっても、DESを行った債権者が原債権者から券面額と異なる対価で債権を譲り受けている場合など、債権の帳簿価額が券面額と異なる場合には益金が生じることになる。

(31) 東京地判平 21・4・28 (未公刊)。T&A master309号 (2009) 6頁参照。

(32) 法人税法 59 条 (会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入) の規定の適用がある場合には、債務消滅益はいわゆる期限切れ欠損金を優先的に利用することができる。

3 小 括

剰余金の配当を現物財産で行う場合や DES により自己宛債権の現物出資を受ける場合のように、資本等取引であっても現物財産又は債務を媒介とする取引にあっては、当該現物財産又は債務の時価と帳簿価額との差額（含み損益）について、譲渡又は消滅による実現があったものとして清算することによる損益も併せて生じるものと考えられる⁽³³⁾。

すなわち、複数の取引が一連の取引として資本等取引の外形を有する場合であっても、資本等取引たる取引と損益取引たる取引がそれぞれ行われたとみることができる場合には、これらの取引はそれぞれが資本等取引又は損益取引であると考えられることになろう。

以上のように、現行法人税法では、資本等取引の中に損益取引の要素を含んだものもあり、このような取引は、資本等取引と損益取引とのいわば混合取引⁽³⁴⁾というべきものであり、損益取引の部分からは損益が生ずるものと解される⁽³⁵⁾。

(33) 岡村・前掲注(13)380頁では、「この含み損益を認識する根拠は法人税法22条2項、3項しかありえないであろう」と述べられている。

(34) 金子宏『所得税・法人税の理論と課題』140頁（日本租税研究協会、2010）。

(35) 金子・前掲注(12)270頁。

第2章 自己株式に係る会社法等と 法人税法の取扱い

第1節 会社法等における自己株式の取得・保有・処分

1 商法・会社法における自己株式取得

(1) 自己株式の取得

会社が自社の発行した株式を取得することを「自己株式の取得」といい、会社が自社の株式を取得するとその結果その株式は自己株式となる⁽³⁶⁾。会社法では自己株式を「株式会社が有する自己の株式」と定義している（会社法113条4項）。

会社は自己株式に対して配当することはできず（会社法453条）、さらに、自己株式を配当財産とすることもできない（会社法454条1項1号）。自己株式の取得は実質的に会社資本の払戻しであり、取得のために交付した金銭等の資産が減少するので純資産が減少し会社財産を危うくするおそれが強いことなど⁽³⁷⁾の弊害があることから、我が国においては従来、自己株式の取得・保有は政策的な理由から規制されてきた⁽³⁸⁾。

(2) 商法における自己株式の取得規制

昭和13年から商法における自己株式の取得規制の緩和の流れは始まり、平成13年6月の改正まで商法は自己株式の取得を原則として禁止してきた。

① 昭和13年改正

我が国商法は、かつては自己株式の取得について絶対的禁止の立場を採用していたが、昭和13年に原則禁止・例外許容へとその立場を変えた。

(36) 神田秀樹『会社法（第11版）』92頁（弘文堂、2009）。

(37) 会社債権者保護（資本維持）の理由のほか、株主間の不公平、支配の不正、株式取引の不正を理由に自己株式取得が制限されていた。

(38) 原田晃治=泰田啓太=郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説（上）」商事法務1607号9頁（2001）。

例外として①株式消却のためにするとき、②合併又は営業全部譲受けによるとき、③会社の権利実行のため必要のあるときに限定してこれを認める立場をとった。また、消却目的で取得した自己株式については遅滞なき消却を、それ以外の自己株式については相当の時期に処分することとされ、長期保有が禁止された。

② 昭和 25 年改正

上記三つの例外に、株式買取請求権の行使に応じる取得を追加し、これについても相当の時期に処分することとされ、長期保有が禁止された。

③ 平成 6 年改正

この改正でさらに規制が緩和され上記の四つの例外に加えて、①正当の理由（従業員持株会への譲渡等）があるときに使用人に対する譲渡、②定時株主総会の決議に基づく株式の利益消却のための自己株式の取得⁽³⁹⁾、③定款で株式の譲渡を制限している会社において株式の譲渡承認及び買受人指定の請求があった場合、④閉鎖会社における株主の相続人からの取得が、認められた。

その際、資本充実の原則の観点から、取得財源を配当可能利益に限定し、会社支配権の維持のため利用されないよう、取得できる株式数の規制がなされた。

さらに、株主平等原則の観点から定時株主総会の決議を要するものとし、取得方法についても株価操作・インサイダー取引が行われないよう、証券取引法等を含めた規制が行われた。

④ 平成 9 年改正

自己株式の取得と消却を機動的⁽⁴⁰⁾に実施するための株式消却特例法

(39) 改正前においても利益消却は可能であったが、それは定款の規定に基づく利益消却であった。また、利益消却が一定の手続きの下で自由に行えるようになったことを受け、税法はこれをみなし配当課税の対象としたが、これが理由で自己株式の取得は広がらなかった。このため、政府は平成 7 年 11 月の租税特別措置法の改正で利益消却によるみなし配当課税を凍結した。

(40) 自己株式の消却については、①資本減少の規定による株式消却、②定款規定によ

が制定され、公開会社は、商法 210 条ノ 2 の特例として、定款の定めに基づく取締役会決議により発行済株式総数の 10 分の 1 を限度として株式消却ができることとされた⁽⁴¹⁾。

⑤ 平成 13 年 6 月改正

商法は自己株式を取得することを原則として禁止し、取得した自己株式は相当の時期に処分すべきものとされてきたが、平成 13 年 6 月の改正において、財源規制等を設けた上で、取得目的及び取得株式数を問わず、原則として自己株式の取得を認めることとされた。すなわち、定時株主総会の決議をもって配当可能利益並びに株主総会の決議により減少した資本及び法定準備金の範囲内で、次の定時株主総会の終結の時までに自己株式を取得できることとされた（商法 210 条）。

さらに、取得した自己株式については消却及び処分義務を課されず長期保有（金庫株）が認められることになった。

商法が金庫株を解禁した理由は、余剰資金のある会社で適当な投資機会がないような場合にそれを株主に返還する手段などとして自己株式取得へのニーズがあったこともあり、自己株式の取得により生ずると考えられていた弊害については、自己株式の取得及び保有を原則として禁止するという過剰な規制をしなければ絶対に防止できないものではなく、以下のように必要な規制を設けることで対処することが可能であるという政策的判断によるものである⁽⁴²⁾。

イ 資本の維持（会社債権者保護）については、自己株式の有償取得は実質的には会社債権者に先立って株主に出资を払い戻すことと同視で

る利益消却、③定時株主総会の決議による利益消却が定められていたが、いずれも定款の規定や株主総会の決議を必要とするなど厳格な手続きを要していた。

(41) 取得財源は中間配当財源から実際に中間配当に使用した金額を控除した額の 2 分の 1 を限度とされた。

(42) 上田栄治『平成商法改正（平成 13 年から 15 年版）』38 頁（三省堂、2004）は、会社が自己株式を取得するメリットとしては、①企業の組織再編への機動的対応、②株価対策（相互持ち合い解消売りに対する受け皿）、③敵対的買収の対抗策、④株主への利益還元、⑤シグナリング効果などを挙げている。

きるため、会社債権者を害するおそれがあると考えられてきたが、自己株式の取得財源を配当可能限度額の範囲内に限定したうえ、決算期に配当可能限度額が残らないおそれがあるときの取得を禁止した。

ロ 株主間の平等の確保については、自己株式の取得方法を、原則として市場における取引又は公開買付けによることとし、相対の取引によるときは株主総会の特別決議を要することとした上、他の株主にも売却の機会を与えることとして、株主に平等に売却の機会を保障することとした。

ハ 会社支配の公正の確保については、保有する自己株式を特定の者に譲渡することによりその者の支配力を強めることを防止するため、自己株式の処分の際して、新株発行に準じた手続きによるべきこととした。

ニ 株式取引の公正については、証券取引法⁽⁴³⁾の改正等により対応することとした。

(3) 会社法における自己株式の取得規制

平成 17 年に成立した会社法においても、自己株式の取得を原則として認めることとされ、弊害を防止するため取得の形態ごとに詳細な規制が設けられた。会社法で自己株式を取得できる場合は次のとおりである（会法 155 条）。

- ① 取得条項付株式において条件が成就し取得する場合
- ② 譲渡制限株式の譲渡を承認せずに会社が買い取る場合
- ③ 株主との合意により有償で取得することにつき株主総会決議のある場合
- ④ 取得請求権付株式の取得請求に応じる場合
- ⑤ 全部取得条項付種類株式を総会決議に基づき取得する場合
- ⑥ 譲渡制限株式の相続人等に売渡請求した場合

(43) 現在の金融商品取引法 162 条の 2（上場等株券の発行者である会社が行うその売買に関する規制）、166 条（会社関係者の禁止行為）などが挙げられる。

- ⑦ 単元未満株式の買取請求に応じる場合
- ⑧ 所在不明株主の株式売却制度に買い手として応じる場合
- ⑨ 端数処理手続に買い手として応じる場合
- ⑩ 他の会社の事業の全部を譲り受ける場合にその会社が有する株式を取得する場合
- ⑪ 合併後消滅する会社からの株式を承継する場合
- ⑫ 吸収分割をする会社からの株式を承継する場合
- ⑬ 無償取得する場合や現物配当として取得する場合

会社法でも商法と同様に、会社が自己株式を取得する場合には財源規制がかけられ、自己株式取得の対価として会社が株主に交付する金銭等の帳簿価額の総額が効力発生日における分配可能額（会法 461 条 1 項）を超えてはならないこととされている⁽⁴⁴⁾。

本稿との関連では、上記⑬の無償取得等は財産の払戻しを伴わず会社債権者を害することがないことから財源規制に服さない。また、上記③の株主との合意に基づく取得（相対取引）の場合には、取得方法に応じた手続規制（取得手続と取得方法の規制）に服することになり、特に、特定の株主から取得する場合には、株主総会の特別決議を要し、特定の株主だけがその所有する株式を会社に売却できるというのでは株主間の公平を害するおそれがあるため、厳格な規制が設けられている。

なお、子会社から取得する場合には、取締役会設置会社では取締役会決議で取得できるなど手続が簡素化されている。

（４）自己株式取得の意義

自己株式の取得・保有は、平成 13 年 6 月の商法改正で財源規制などの手続規制の下で認められることとなった。会社が自社の株式を取得すること自体は、株式を一個の財産権たる有価証券と考える限り理論上は可能である。

(44) 上記の⑦、⑩～⑬については、財源規制は設けられていない。

つまり、有価証券として成立している株式を発行会社が取得する可否は、自社の株式であっても他社の株式であっても異なるところはないが⁽⁴⁵⁾、財源規制を設けた理由が自己株式の取得は実質的には会社債権者に先立って株主に出资を払い戻すことと同視できるためであるという点からすれば、自己株式の取得は、会社にとってみれば資産の取得というよりは会社財産の払戻しと考えるべき性質のものである⁽⁴⁶⁾。

2 商法・会社法における自己株式保有

(1) 自己株式の保有制限

平成13年6月の改正前商法では、消却目的で取得した自己株式については遅滞なき消却を、それ以外の自己株式については相当の時期に処分をすることとされていた⁽⁴⁷⁾。したがって、自己株式を長期的に保有することは法の予定するところではなかったといえる。

しかしながら、同改正により、自己株式の取得・保有にあたり、取得目的規制（商法210条）、取得数量規制（商法210条及び210条ノ2）、保有期間制限（商法211条）を改正して、「遅滞ナク株式失効ノ手続」、「相当ノ時期ニ株式ニ処分」という文言が削除され、これらの制限が撤廃された。その結果、会社は大量の自己株式でも長期保有することが可能となった。

会社法でも同様にこれらの制限はなく、自己株式を長期保有することが可能となっている。

(2) 保有自己株式の法的性質

株式は株主の会社に対する社員としての地位を細分化したものであり、通常の債権とは異なるものとされている⁽⁴⁸⁾。自己株式は、発行予定株式中

(45) 垂井英夫『自己株式の課税関係』6頁（財経詳報社、2009）。

(46) 原田ほか前掲注(38)10頁。

(47) 例えば、従業員持ち株会への譲渡目的なら6カ月（商法211条）、ストックオプション目的で取得した自己株式は、最長10年（商法210条ノ2第5項）の保有が認められていた。

(48) 神田・前掲注(36)61頁。

の未発行株式とは異なり、発行済株式である点に特徴がある⁽⁴⁹⁾。

株主の権利は共益権と自益権とに分類されるが、自己株式については議決権その他の共益権を行使することはできない(商法 241 条 2 項、会法 308 条 2 項)。したがって、会社は自己株式を保有していても、株主総会で質問や意見を述べたり、決議に参加することができない。それは自己株式に議決権を認めると、取締役による会社支配のために利用され不当な結果を招くおそれがあるからである⁽⁵⁰⁾。

また、配当請求権及び残余財産分配請求権といった自益権は株主固有の権利であるが、会社は自己株式に剰余金の配当をすることはできず(商法 293 条、会法 453 条)、また残余財産分配請求権(商法 425 条)についても、明文の規定はないが否定されるものと解されている⁽⁵¹⁾。

このほか、募集新株の株主割当を受けることはできないが、株式併合及び株式分割を受ける権利を有するかについては見解が分かれている。

以上のように、自己株式には株主に認められるべき重要な権利がまったく認められず、その保有は会社への経済的便益をもたらさないのであり、自己株式は、消却又は募集株式発行手続により処分される可能性のある単なる無価値の株券といえよう⁽⁵²⁾。

(3) 保有自己株式の表示

平成 9 年の商法改正で、自己株式方式によるストックオプションと新株引受権方式によるストックオプションが認められたことから、これらにつ

(49) ただし、会社法では株式の不発行が原則とされたため、未発行株式との差異はますます縮小したといえる。

(50) 垂井・前掲注(45)91 頁。

(51) 江頭憲治郎『株式会社法』250 頁(有斐閣、2006)では、「自己株式に対し剰余金の配当をしなくても、その額は会社の繰越利益となるから会社財産が減少するわけではなく、配当をすると翌営業年度の営業外収益として計上され、収益力に関する誤解を与えるおそれがあることが、剰余金の配当請求権を認めない理由である。残余財産分配請求権がないのは当然である。」と説明されている。

(52) 垂井・前掲注(45)99 頁では、自己株式を処分することによって、その対価として払い込まれた金銭等の額だけ会社の純資産が回復し、他方、それが買主に移転することにより配当請求権等の自益権及び議決権等の共益権が回復し、会社と株主との関係は通常の法律関係に戻る旨説明されている。

いては貸借対照表の投資等の部に他の株式と区別して記載し、これら以外の一時保有の自己株式については貸借対照表の流動資産の部に記載することとされていた⁽⁵³⁾。

このように保有自己株式は貸借対照表の資産の部に表示することとされていたが、平成13年6月の商法改正で自己株式の会計上の処理についても変更され、会社が決算期に保有する自己株式を貸借対照表の資本の部の控除項目として表示することとされた（商法施行規則69条4項）。

これは、自己株式の取得が利益配当と並ぶ株主への利益分配の一方法であること及び会社清算時まで自己株式を保有できること（清算時には無価値な資産である）に鑑みると、その取得価額相当額は利益配当と同様に社外流出したと見ざるを得ないからである⁽⁵⁴⁾。

さらに、投資家からみれば、自己株式を資産の部に表示すると取得対価に相当する資産が流出しているにもかかわらず、見かけ上の会社の資産総額が維持されることとなり適切ではないと考えられたのである⁽⁵⁵⁾。

つまり、自己株式の長期保有が認められた平成13年6月の商法改正は、短期保有を前提としていたこれまでの商法の考え方を抜本的に改めたものといえよう。

会社法においても、保有する自己株式は、貸借対照表上の純資産の部に控除項目として表示される（計規76条2項）。

（4）自己株式の資産性

計算書類規則⁽⁵⁶⁾12条1項は「自己株式は、流動資産の部に他の株式と区

(53) 旧計算書類規則12条及び22条の2。

(54) 江頭・前掲注(51)251頁。原田ほか・前掲注(38)10頁では、商法は取得した自己株式については、遅滞なく失効の手続をし、又は相当の時期に処分すべきこととして長期保有を認めていなかったため、これを貸借対照表に資産として計上することを認めていたが、自己株式の取得は、株主に対する会社財産の払戻しと実質的に同視できるものであることから、自己株式に資産としての価値を認めないこととするのが相当であると説明されている。

(55) 原田ほか・前掲注(38)21頁。

(56) 株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（昭和38年法務省令第31号）の略称であるが、「計算書類規則」、「監査報告書規則」、「参

別して記載しなければならない」と定め、日本公認会計士協会はこれを前提に自己株式を資産の部に計上すべきであるとしていた⁽⁵⁷⁾。

商法学者の間では、自己株式＝資産の根拠として、①相当の時期に処分することとされているから、資産の部に計上してもそれほど大きな弊害はないこと⁽⁵⁸⁾、②株式は株券という有価証券に表章されていること、③自己株式にも換価可能性があること⁽⁵⁹⁾などが指摘されてきた。

しかしながら、自己株式の取得が認められる範囲が順次拡大され、ストックオプション目的の場合には最長 10 年間自己株式の保有が認められるに至った一方、自己株式に対する配当が明文で排除されたため、自己株式＝資産の論拠として指摘されてきたものは必ずしも説得的ではなくなっていたといえる。

①については、資産の部に計上しても大きな弊害がないということとどまり、長期保有を認めるのであれば資本の控除形式とすることを肯定せざるをえない⁽⁶⁰⁾と説明されている。

②については、自己株式に配当をなすことができるとする見解が通説であった時代の考え方であると解され、自己株式である限りその保有は会社への経済的便益をもたらさないことからすれば、有価証券に表章されていることをもって資産性を認めることはできないと考えられる。

さらに、③についても自己株式を処分すれば資金化されるとはいえ、新株発行を行っても会社に資金が流入するにもかかわらず、未発行授權株式

考書類規則」を改正する必要が生じたことにより、法務省はこれら複数の省令を一つに統合し、商法施行規則（平成 14 年法務省令 22 号）が公布・施行された。

(57) 会計制度委員会報告第 2 号「自己株式の会計処理及び表示」第 4 項（1995）。ただし、利益による株式の消却をするために取得した自己株式の資産性は認められないとして、失効手続きが完了していない場合には、失効手続きが完了したものとみなして会計処理を行うとし（第 7 項）、また、本報告は積極的に資産説を主張しているのではなく、保有自己株式が流動資産に計上されること及び商法で保有は短期間に限られ、売却後直ちに自己資本が復活すること（第 14 項）を理由として資本控除説を採用しないとしていたにとどまる。

(58) 矢沢惇『企業会計法の理論』365 頁（有斐閣、1981）。

(59) 福岡博之『自己株式論』149 頁（千倉書房、1960）。

(60) 矢沢・前掲注(58) 366 頁。

の資産性を認める見解は見当たらず、処分によって会社に資金が流入することのみをもって資産性を認めることはできない⁽⁶¹⁾。

また、株式は株主の地位を細分化して割合的地位の形にしたものである⁽⁶²⁾、そうであるならば会社が取得した自己株式の資産性を認めなくとも、理論的には株主に不利益は生じない⁽⁶³⁾。

以上のように、自己株式とはそもそも資産性が認められないものではあるが、従来は上記のような消極的側面を根拠に資産性を認めてきたにすぎず、それらは説得的な根拠ではなかったのである。そして平成13年6月の商法改正に至り、もはや自己株式を資産としておくだけの理由は認められなくなり、自己株式には資産性が認められないという本来の性質に立ち返り、それを法令にも確認的に規定したといえよう。

3 商法・会社法における自己株式処分・消却

(1) 自己株式の処分

平成13年6月の商法改正前は自己株式の取得を原則として禁止していたため、商法は会社が大量の自己株式を処分すべき事態を想定しておらず、その処分については特段の規制を設けていなかった。したがって、特定の者に任意の価格で自己株式を売却することが可能であった。

(61) 垂井・前掲注(45)236、273頁では、保有自己株式は会社が消却しない限り発行済株式として株式の地位を有するので、それを処分することにより会社が資金調達に用いることができる機能を有し、自己株式はその処分行為を通じて会社の資金調達をすることができる「権限」とする考え方に関して、「これは保有自己株式について何らかの意味で財産性を観念することは適切でなく、自己株式は会社財産というよりは、それを売却し資金調達する一つの権限であると理解した方が本質に即しているとする考え方であって、保有自己株式に貨幣的評価を経済的価値を測定すべきでない」と述べられている。

(62) 神田・前掲注(36)60頁。

(63) 弥永真生『「資本」の会計』106、112頁（中央経済社、2003）では、そもそも自己株式の取得を制限する趣旨を資本維持、すなわち会社財産の不当な分配・払戻しの禁止に求めるのであれば、自己株式の資産性を認めることは論理的整合性を欠くことになる。なぜなら、自己株式に資産性が認められるのであれば、自己株式の取得によって会社財産は減少しないはずだからである旨説明されている。

しかしながら、現実には、相互に株式を持ち合っている会社同士が合併した場合のように、会社が大量の自己株式を取得する場合があります、このような自己株式についてまったく処分規制がないときは、その処分価額や処分の相手方によっては、他の株主に経済的損害を与えたり、支配の公正を害する事態が生じ得る。

そこで、平成13年6月の商法改正は、自己株式の処分をめぐる利害関係の対立状況が新株発行の場合に類似することから、新株発行の場合と同様に、他の株主がその財産的な権利を害されないように、適正な処分価額の決定、処分代金の払込みの確保、処分手続の透明性の確保等の観点から、自己株式の処分は新株発行に関する規定を準用することとされた⁽⁶⁴⁾。この改正以降現在に至るまで、市場価格のある株式であっても市場で自己株式を売却することは認められていない。

自己株式の処分を行う場合には、商法においては、基本的に取締役会の決議に基づき行うこととされた⁽⁶⁵⁾（商法211条1項）が、会社法においては、会社はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式について、その数、払込金額又はその算定方法、金銭の払込みの時期又は期間などを定め、株主総会の特別決議を経ることとされた⁽⁶⁶⁾（会法199条1項）。

(2) 自己株式の消却

株式会社は、保有する自己株式について、自己株式の種類と数を定めて消却することができることとされており、取締役会設置会社においては、取締役会の決議によることとされている⁽⁶⁷⁾（会法178条）。

(64) 原田ほか・前掲注(38)9頁。有利な価額で処分する場合には株主総会の特別決議を要する（商法211条3項及び280条ノ2第2項）。

(65) 平成13年6月改正法による自己株式の処分は、処分差額に係る会計処理及び税務処理が定まっていなかったため、平成14年3月31日まではしてはならないこととされた（同改正法附則5条1項）。

(66) ただし、公開会社は有利発行の場合を除き取締役会の決議により処分できる（会法201条1項）。

(67) 取締役会非設置会社は、取締役の過半数による決定（会法348条2項）で足りる

商法では、株式の消却を特定の株式を消滅させることと定義し、①会社が保有する自己株式を消却する場合、②減資に併せて消却する場合、③定款に基づき配当可能利益による消却をする場合に、株式の消却を認めていた（商法 213 条）。

しかし、会社法は、①の場合だけを株式の消却とし、また、②③の場合については、いったん自己株式の取得をしてから消却することに概念が整理された。

なお、自己株式を消却してその後新株発行する場合と自己株式を取得・保有してその後これを処分する場合とでは、いくつかの相違点⁽⁶⁸⁾があるものの、新株発行と自己株式の処分が全く性質の異なるものということにはならず、その取引が資本取引であることに変わりはない。

4 企業会計における自己株式

(1) 「商法意見書」と「税法意見書」

自己株式の会計処理に関する見解としては、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書⁽⁶⁹⁾」がある。この意見書では、商法で例外的に認められている自己株式の取得のうち、消却目的の自己株式を除く自己株式について「自己株式は一時資産として保有されることになるが、その資産的性質は他の有価証券とは全く異なるものであるから、貸借対照表の資産の部に計上する代わりに、資本の部に控除の形式で表示せしめるように規定する」べきであるとし、さらに、自己株式の売却益は「株主の払込金額の一部であり、額面超過金と本質を等しくするものであるから、資本準備金に組み入れることが妥当である」と主張している。

とする説と、株主総会の普通決議（会法 309 条 1 項）を要するとする説がある。

- (68) 例えば、消却すると発行済株式総数は減少するが、自己株式を取得しても減少しないこと、新株発行では資本金の額が増加するが、自己株式の処分では資本金の額は増加しないことなどが挙げられる。この点については、神田・前掲注(36)98 頁参照。
- (69) 経済安定本部企業会計基準審議会中間報告（1951 年 9 月 28 日）。

また、その翌年に公表された「税法と企業会計原則との調整に関する意見書⁽⁷⁰⁾」では、「自己株式を売却処分した場合生ずる取得価額と売却価額との差額は、会計原則においては営業損益を構成するものと認められず、資本剰余金に計上すべき」であるとしている。

これら意見書は、自己株式に資産性は認められず、その会計処理は資本取引とすべき旨を明らかにしたものであるが、結局、その考え方は採用されなかった。

(2) 自己株式に関する企業会計の考え方の変遷

企業会計においては、商法と同様に取得した自己株式は、貸借対照表の資産の部に表示する方法が採用されてきたため、保有する自己株式は他の有価証券と同じく有価証券として取り扱われ、それを処分した際の処分差額は有価証券譲渡損益として損益計算書の営業外損益に計上することとされていた。自己株式を無償で譲り受けた場合には、時価で評価して資産計上し、同額を受贈益として特別利益に計上することとされていた。

しかしながら、平成13年6月の商法改正を踏まえ、企業会計基準委員会は、平成14年2月21日に「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準⁽⁷¹⁾」を公表し、保有する自己株式は、処分までの暫定的な状態であるとして資本の部の控除項目とするとともに、その処分は新株発行に準じて資本取引と位置付け、処分差額の処理も、処分差益の場合は株主からの追加の払込み、処分差損の場合は株主との間の資本取引で一種の払込資本の返還であるという点に着目し、損益に影響させないこととした。

自己株式の貸借対照表の表示については、取得した自己株式は取得原価をもって資本の部から控除し、期末に保有する自己株式は資本の部の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示することに変更された。そ

(70) 経済安定本部企業会計基準審議会中間報告（1952年6月16日）。

(71) その後、会社法が施行されたことに伴い、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」が公表され、自己株式を期末に保有している場合には取得原価をもって純資産の部の株主資本の末尾に表示することとされた。

の変更理由は、自己株式も換金性のある財産には変わりはないということなどを論拠としていた自己株式の資産性についての状況の変化を挙げている⁽⁷²⁾。

さらに、自己株式を無償で譲り受けても、取得した会社にとって資産は増加せず、利益は生じないので、仕訳を起こさず自己株式の数のみの増加として処理することとされた⁽⁷³⁾。このような会計処理が採用されたのは、自己株式を無償で譲り受けても、会社の財産には変化はなく、株主間の富の移転、すなわち持分の移動が生じているのみであるからである。

以上のように、自己株式の取得及び処分は株主との間の資本取引であり、自己株式の取得は株主に対する会社財産の払戻しと位置づけ、資本の控除とする会計処理を同会計基準は採用したのである。

(3) 旧証券取引法における自己株式の表示

旧証券取引法では、個別財務諸表に関しては「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（財務諸表等規則）で、商法と同様、自己株式は流動資産に属する資産として自己株式の科目をもって別に掲記しなければならないとしていたのに対し、連結財務諸表に関しては、アメリカの連結財務諸表の影響を受け⁽⁷⁴⁾、自己株式の表

(72) 企業会計基準委員会事務局編『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準等について』9頁（第一法規、2004）は、変更理由として次のように述べている。

「従来、自己株式は資産に計上されてきた。これは自己株式も換金性のある財産には変わりはないということなどを論拠としていた。ただし、原則的に保有が禁止され、自己株式自体の金額に重要性がなかったため、実務的にはあまり大きな論点にはなっていない。今回の13年6月改正により、今後は多額の自己株式が保有されることも想定され、状況が変わったので、会計処理も全面的に見直すことになった。」

(73) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第14項。

(74) 野田秀三「商法における資本取引と税法における資本等取引」『日税研論集』29巻118頁（税務研究センター、1994）では、採用の経緯について次のように述べられている。「連結財務諸表等規則が制定されたが、この規則を作成するにあたり影響を受けたのはアメリカの連結財務諸表の作成方法であった。我が国の企業が欧米、特にアメリカでの資金調達活動をする際にアメリカの証券取引委員会（SEC）に提出することが義務付けられていた連結財務諸表は、アメリカのSECが定めている会計規則によるものであった。そこでは、自己株式は資本の部で控除する形式をとるも

示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」（連結財務諸表等規則）で「自己株式は、資本に対する控除項目として連結貸借対照表の資本の部の末尾に記載しなければならない」としていた⁽⁷⁵⁾。

商法及び会社法では連結財務諸表の作成を義務づけていないことから、個別財務諸表と連結財務諸表での自己株式の記載方法が異なることとなっていたのである。

（4）国際的な会計基準

国際的な会計基準では、自己株式取引は資本取引とされている。それは次のように説明されている⁽⁷⁶⁾。国際会計基準委員会の解釈指針第16号「再取得された自己の持分金融商品（自己株式）」では、自己株式は貸借対照表上、資本からの控除項目として表示しなければならない。損益計算書上、自己株式の売却、発行又は消却からのいかなる損益も計上してはならないとされている。その理由として国際会計基準書第32号「金融商品：開示および表示」の第16項を挙げ、自己株式やそれにかかわる取引から生ずるものは、資産でも負債でもないので資本であるというものである。

さらに、同号では、企業が自己株式の取得と消却を記録した資本勘定の変動は、企業による損益ではなく、資本持分権利を放棄した自己株式の保有者と資本持分の保有を継続する者との間の移転を表すものであることが明確にされているとし、類推により、企業による自己株式の取得と事後の再売却からは、企業に何ら損益は発生しないと結論付けている。

ここからも分かるように、自己株式取引については、我が国の基準も国際会計基準も株式を媒介とした株主との間の直接的な取引であるがゆえに

のであった。したがって、我が国の連結財務諸表等規則でも、自己株式の記載方法は、SECの方式を採用したのである。」

(75) 現行の連結財務諸表等規則 43 条 3 項は、「自己株式は、株主資本に対する控除項目として利益剰余金の次に自己株式の科目をもって掲記しなければならない。」と規定している。

(76) 万代・前掲注(1)21 頁。

資本取引であると考えているといえる。

5 小 括

これまでみてきたように、平成13年6月改正前商法や法人税法が自己株式を資産として取り扱ってきた主な理由は、自己株式は長期保有が禁止されていたことや特定の相手に任意の価格で売却（売買契約による処分）が可能であったことに加え、自己株式を資産として取り扱ってもさして大きな弊害がないと考えられてきたからであろう。

しかしながら、平成13年6月の商法改正で自己株式の長期保有が容認され、処分手続の導入によりこれまでのような売却ができなくなった結果、自己株式の在り方についてその本来の性質に基づいた処理をすることが求められることになったといえる。

すなわち、同改正により、もはや自己株式を資産としておくだけの理由は認められなくなり、自己株式には資産性がないという本来の性質を明確化したということであろう。

第2節 法人税法における自己株式の取得・保有・処分

法人税法における自己株式に係る取扱いは、商法・会社法及び会計の改正に併せて改正されてきたが、これらと全く同じとする改正がなされてきたわけではない。特に、平成13年6月の商法改正から会社法制定までの間は、商法及び会計と異なり法人税法では保有する自己株式を有価証券とする取扱いが継続されてきたが、平成18年度税制改正で自己株式に係る取扱いを変更し、商法及び会計と同様にこれを取得しても資産に計上しないこととされた。

ただし、法人税法では、その取得時に資本金等の額及び利益積立金額を減少させるのに対し、会社法及び会計においては、消却時に資本剰余金の額を減少させることとし、その取扱いに若干の差異が生じている。

以下では、自己株式に関して大きく改正が行われた平成18年度税制改正の前

後で分けて、本稿で考察する相対取引⁽⁷⁷⁾により自己株式を取得した場合等について、発行法人に係る法人税法の取扱いの変遷をみていくこととする。

1 自己株式の取得に係る取扱い

(1) 平成 18 年度税制改正前

自己株式の取得に係る取扱いは、平成 13 年 6 月改正前商法の考え方を踏まえ、その取得は有価証券の取得として取り扱われてきたが、同改正に伴い有価証券の取得価額に関しその取扱いを一部変更した。

すなわち、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 13 年法律第 80 号）による法人税法の一部改正で、法人税法 2 条 18 号（利益積立金額）及び同法 24 条（配当等の額とみなす金額）が改正され、自己株式の取得により交付した金銭等の額が取得資本等の金額（取得直前の資本等の金額を発行済株式総数で除し取得株式数を乗じた金額）を超える場合には、その超える部分の金額は、株主への利益の配当とみなして利益積立金額を減算し、有価証券の取得価額は、交付金銭等の額から当該金額を除いた金額とされた。

このように、法人税法における自己株式の取得は、依然として資産の取得と観念され、その取得の際に有価証券の取得価額及び一単位当たりの帳簿価額の計算等の規定が適用されていたことから分かるように、自己株式の取得を有価証券の取得と配当との混在した取引とみていたといえることができる。

(2) 平成 18 年度税制改正

自己株式を取得した場合には、その取得対価相当額のうちみなし配当に相当する部分の金額は従前どおり利益積立金額を減算させ、取得資本金額（取得直前の資本金等の額を発行済株式総数で除し取得株式数を乗じた金

(77) 市場等からの取得の場合には適正価額による取引が行われるものと考えられることから、本稿では無償等による取引が起り得る、発行法人と株主との相対取引により自己株式を取得する場面を想定している。

額)を資本金等の額から減算することとされ、自己株式自体を資産認識しないこととされた(同改正後法令8条1項20号)。

すなわち、法人税法上は、取得した自己株式を会計上消却せずに現に保有する場合であっても、資産(有価証券)として認識せず、資本金等の額を減算することにより自己株式を消却したのと同様の処理をすることとされた⁽⁷⁸⁾。

2 自己株式の保有に係る取扱い

(1) 平成18年度税制改正前

平成13年6月の商法改正に伴い、自己株式取得のために交付した金銭等の額が取得資本等の金額を超える部分の金額は利益積立金額を減算する改正が行われたが、それ以外の金額が資本積立金額の減算とされていない以上は、その金額が自己株式たる有価証券の取得価額とされる。

このように法人税法における自己株式の取得は、一部資本等取引とされる部分(みなし配当部分)があるものの、原則として資産の取得と観念され、法人税法上は、保有する自己株式は資産たる有価証券とする取扱いを継続することとされた。

(2) 平成18年度税制改正

法人が自己株式を取得した場合、取得時にその取得対価に相当する資本金等の額及び利益積立金額を減算するので、その法人の税務上の貸借対照表には自己株式の保有がないこととなり、あたかも取得直後に消却したかのような状態となる。つまり、会計上株式を消却するかどうかは、課税関

(78) 青木孝徳ほか『平成18年改正税法のすべて』248頁(大蔵財務協会、2006)において次のように記載されている。「法人税法では金庫株の解禁に対応した平成13年度改正以来自己の株式を取得及び処分の場合には資本等取引に準じて取り扱い、保有の場合には資産として取り扱うという二面性を有したものとなっていましたが、新株の発行と金庫株の処分の手続きが募集株式の発行等と一体化されるなど新株と金庫株の相対的な差異が縮小された会社法の制定を契機として、自己の株式をその保有の場合においても資産として取り扱わないものとすることによって、取得及び処分の場面との整合性を図ることにしたものです。」

係には一切関係しない⁽⁷⁹⁾。

なお、自己株式が資産たる有価証券ではないことを明らかにするため、法人税法2条の定義規定において、有価証券の範囲から自己株式を除くこととされた⁽⁸⁰⁾。

3 自己株式の処分に係る取扱い

(1) 平成18年度税制改正前

平成13年6月の改正前商法には自己株式の処分に関する規制はなく、会社は自己株式を他社の有価証券と同様に売却による処分が可能であったため、法人税法は、会計と同様に自己株式を売却した場合の売却対価と帳簿価額との差額を有価証券譲渡損益として損金の額又は益金の額に算入する取扱いを定めていた。

しかしながら、平成13年6月の商法改正により、市場等での売却は認められず新株発行の手続により処分することとされたことから、平成14年度法人税法の一部改正において従前の取扱いを変更した。すなわち、法人税法上は、自己株式を従前どおり有価証券として取り扱うものの、自己株式を処分した場合における処分対価の額をその自己株式のその譲渡直前の帳簿価額と同額とすることで譲渡損益を発生させないこととし、実際の処分対価の額と直前の帳簿価額との差額は資本積立金額の増減として処理することとされた。

このように、法人税法における自己株式の処分は、資産の譲渡であると観念されつつ、同時に、資本積立金額の増減を伴うという、有価証券の譲渡と資本等取引の混在する取引とみていたといえよう⁽⁸¹⁾。

(79) 岡村・前掲注(13)385頁。

(80) 従前に自己株式を有価証券であることを前提としていた規定は削除された。例えば、有価証券の購入による取得の場合の取得価額から自己株式の取得に係るみなし配当相当額を控除する規定(法令119条1項1号)。

(81) 武田昌輔編著『DHC コメントール法人税法』(第一法規)757頁(18年度税制改正前法2条17号)では、この時点での法人税法は「自己株式の譲渡を損益取引と

(2) 平成 18 年度税制改正

会社法において自己株式の処分と新株の発行の手続が一体化され「募集株式の発行等」とされたことから、法人税法においても、これらを同様の行為と位置付けた改正が行われた。すなわち、株式の発行又は自己株式の処分をした場合に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額を資本金等の額の増加とすることとされた（法令 8 条 1 項 1 号）。したがって、自己株式を処分した場合には、その処分対価の全額について資本金等の額を増加させることになる⁽⁸²⁾。

4 小 括

平成 18 年度税制改正前の法人税法は、自己株式の取得については、有価証券の取得及び配当という損益取引と資本等取引との混在した取引と捉えていたといえる。さらに、自己株式の処分についても、資産の譲渡と認識するものの譲渡損益を資本等の金額で調整するという、有価証券の譲渡と資本等取引との混在した取引と捉えていたといえる。

これに対し、同改正後は自己株式を有価証券と認識せず、取得時にその取得対価相当額の資本金等の額及び利益積立金額を減算する資本等取引と捉え、自己株式の処分の場面でも処分対価の全額を資本金等の額の増加する資本等取引と捉えることになった。

したがって、自己株式を取得した場合には、現実に払い戻された金銭その他の財産の時価相当額が資本金等の額の減少額⁽⁸³⁾ということになり、逆に、自己株式を処分した場合には、払込みを受けた金銭の額（現物財産の給付を受けた場合はその時価相当額⁽⁸⁴⁾）がそのまま資本金等の額の増加額となる。

資本等取引とが混在する『資本等類似取引』と捉えて」と説明されている。

(82) このため、従前に自己株式を有価証券であることを前提としていた自己株式の譲渡対価の規定（法法 61 条の 2 第 5 項）等が削除された。

(83) ただし、法人税法施行令 8 条 1 項 17 号に規定する取得資本金額が上限となる（同号かっこ書き）。

(84) 会社法では資本金等の増加限度額を発行価額ではなく払込金額又は給付財産価額

このように、自己株式を取得した場合における発行法人の減少すべき資本金等の額は、払い戻された金銭の額又は交付資産価額を、処分した場合における増加すべき資本金等の額は、払い込まれた金銭又は給付資産価額を、それぞれ上限とするものと解される。

本稿に關係する自己株式の無償取得の場合は、現実に払い戻された金銭その他の財産がない以上、減少すべき資本金等の額はないことになろう。また、低廉取得の場合でも、現実に払い戻された金銭が資本金等の額の減少額ということになろう。

ただし、現物財産を払い戻す場合には、第1章で考察した現物配当と同様に、当該現物財産の譲渡損益を認識する必要があることから、この場合には、当該現物財産の譲渡による損益取引と資本等取引とのいわば混合取引ということになろう⁽⁸⁵⁾。

以上のように、自己株式の無償取得は（資本金等の額に増減のない）資本等取引であり、低廉取得も資本等取引が原則となるが、例外的に、その取得を現物財産で行った場合には、現物財産の譲渡損益が生じ得る点で、いわば混合取引となる場合があるということになる。

ところが、無償であろうと低廉であろうと、発行法人に損益、つまり受贈益課税すべきであるとする考え方が一部にみられる。そこで、次章では、自己株式を無償等取得した場合の発行法人の課税関係について改めて考察する。

とした（会法 445 条 1 項）ため、法人税法も同様の規定が整備された（法令 8 条 1 項 1 号）。

(85) 金子・前掲注(34)146頁では、自己株式の取得についても混合取引の一場面となる旨述べておられるが、それはこのように現物財産で払い戻す場面又は著しく高額で払い戻す場面を想定したものと解される。

第3章 無償等取得した発行法人の課税関係

自己株式の取得があった場合の現行法人税法における取扱いは、その取得時に資本金等の額及び利益積立金額を減算することとされているから、その取引は資本等取引であると考えられる。

法人税法 22 条 2 項は、資産を無償等で取得した法人にも益金が生ずる旨を規定し、その益金の額はその取得時の時価による取引があったものとして計算することとされているが、法人税法 22 条 2 項の無償等取得に係る益金は、「資産」の取得で、かつ、資本等取引以外の取引に係るものから生ずることからすると、文理解釈上、自己株式が資産でない点及び自己株式の取得が資本等取引である点において、発行法人に益金は生じないと解される。

しかしながら、自己株式を無償等取得した場合に、取得時の時価と実際の譲受金額との差額について益金を認識（以下「受贈益課税」という。）すべきという考え方⁽⁸⁶⁾も一部にみられるところである。

そこでの考え方は、自己株式も資産であることに変わりはないとする点、不公正な取引価額を放置することは課税の公平を害するのではないかという点などを背景としてと考えられるが、この考え方が成り立つためには、平成 18 年度税制改正前のように、法人税法上、自己株式を資産と認識し、自己株式の取得を資産の取得と位置付けなければならないはずである。

そこで、本章では、法人税法における自己株式の位置付けと発行法人に対する受贈益課税について改めて考察する。

第1節 法人税法における資産と自己株式

1 法人税法上の資産

法人税法は、棚卸資産、固定資産、繰延資産及び有価証券の四つについて

(86) 武田昌輔「自己株式の無償取得」税研 22 巻 2 号 41 頁（2006）参照。

資産区分を設け、別段の定めによる規律の対象としている⁽⁸⁷⁾が、資産の意義については特に定義していない。

法人の有する資産は法人の収益獲得に貢献するものである。会計は、資産の取得に要した費用をその取得時に費用計上するのではなく、適正な期間損益計算のため、費用収益対応の原則に基づき、収益獲得への貢献に応じて費用計上することとされている。すなわち、企業の収益獲得過程で資産の取得又は製造のために費消された購入代価、材料費等の原価構成要因を集計し(原価集合)、その集計した金額をいったん資産の帳簿価額とし、その上で、当期の収益獲得のために費消された原価を当期に配分し(原価配分)、配分された原価を当期の費用とするのである⁽⁸⁸⁾。

会社法においても資産の定義はないが、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」(会法 431 条)ということからすれば、基本的には会計と同様の理解に立つものと考えられる。

法人税の課税所得は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」(法 22 条 4 項)に従って計算し、確定申告を「確定した決算に基づき」(法 74 条 1 項)行うものとされていることから、法人税法の課税所得の計算は企業会計及び会社法会計を前提にしていると解される。

したがって、法人税法における資産についてもこれらを前提にしていると解され、償却あるいは譲渡原価という原価配分の手法により課税所得の計算を行うことからすると、法人税法上の資産は、取得又は製造に係る原価集合たる取得価額を付けるものであるということになる。

2 法人税法上の自己株式と取得価額

平成 13 年 6 月の改正前商法は、会社が取得した自己株式は相当の時期に処分すべき旨が規定されているのみで、その処分の方法については制限をしていなかった。つまり、債権者や他の株主の保護手続なしに、他者に対して任

(87) 岡村・前掲注(13)80頁。

(88) 谷口・前掲注(16)349頁。

意の価格で自由に譲渡することができたのである。

このような商法及び会計の自己株式の取扱いを受け、当時の法人税法においても自己株式を有価証券として認識し、その譲渡損益は課税所得の計算上、損金の額又は益金の額に算入される取扱いであった。

前述のとおり、平成13年6月の改正前商法や法人税法が自己株式を資産と認識していた理由は、長期保有が禁止されていたことや特定の相手に任意に売却（売買契約による処分）が可能であったことに加え、自己株式を資産として取り扱ったとしても、特に大きな弊害がないと考えられていたからである。

しかしながら、平成13年6月の商法改正により、自己株式の取得・保有が原則として容認され、大量の自己株式の処分が想定されるようになると、その処分価額の適正性の確保、払込みの確保等、新株発行の場合と同様の考慮が必要となることから、新株発行の場合と同様に処分すべき株式の種類及び数、処分すべき株式の価額及び払込期日等について取締役会の決議を要すべきこととされた。

つまり、公正な価格で、かつ、債権者や他の株主の不利益とならないような手続規制に服して処分しなければならず、これまでのような自由な処分は不可能となったのであり、この改正前後において保有自己株式の処分性に大きな変更があったことになる。

さらに、この改正で商法及び会計は、自己株式を貸借対照表の資本の部の控除項目として表示することとし、自己株式が資産ではないことを明確にしている。

商法及び会計で上記のような改正が行われても、平成18年度税制改正前までの法人税法は、自己株式を取得する取引は、会社が発行済株式を取得（承継取得）する行為として「株式の購入」と認識し、同時に株主に対し課税済留保利益（利益積立金額）を分配する行為であるとしている。つまり、自己株式の取得を有価証券の取得と観念し、他の株式の取得と同様に取得価額（みなし配当部分は除く）を測定し、付随費用があればそれを取得価額に加算す

る取扱いを継続してきたのである。

法人税法がこのような取扱いを継続してきたのは、自己株式は他社の有価証券と同じく「株式」に他ならないとの考え方が根強く存在していたものと考えられる。すなわち、取得した自己株式は議決権等の共益権や配当請求権等の自益権を有しない株式であるとしても、消却されず株式そのものが存在する限りいつでも処分することが可能であり、その意味で他社の株式と何ら異なるところがない、という考え方が支配的であったということであろう⁽⁸⁹⁾。

そして、このような取扱いを法人税法が採用してきた結果、次で述べるような弊害が生じたため、会社法の制定を契機⁽⁹⁰⁾として、商法及び会計の考え方に準拠しつつ、自己株式の取得は、会計上消却せずに現に保有する場合であっても、資本金等の額を減算することにより、自己株式を消却したのと同様の処理をすることとされ、資産として認識しないことにしたのである。また、それを資産面から裏付けるため、法人税法2条の有価証券の定義から自己株式を除く旨の改正が行われたのである。

つまり、これは原価集合たる取得価額を付けないことを意味しており、法人税法は自己株式を資産の範囲から除いて、損益計算の枠外にあることを明確にしたということであろう。

3 有価証券として取り扱うことの弊害

平成18年度税制改正前の法人税法は、前述のように、取得・保有・処分という自己株式取引の中で、取得と処分のときは通常の有価証券とは異なる取扱いをしているにもかかわらず、保有のときだけ通常の有価証券として取扱うという、法人税法の中で一貫した取扱いがなされていなかった結果、保有

(89) 武田・前掲注(81)762頁(平成18年度税制改正前法2条17号)では、「自己株式を保有している段階では、通常の有価証券として取り扱い、これを消却あるいは譲渡した時点においては資本積立金額の増加減少として取り扱うという考え方の方が、より実態に合致しているように思われる」と説明されていた。

(90) 平成18年度税制改正における自己株式に関する部分の施行日が、会社法の施行日(平成18年5月1日)ではなく、平成18年4月1日とされているように、会社法の制定が直接的な理由ではないと考えられる。

する自己株式を有価証券と取り扱うことによる様々な弊害が指摘されてきた。

例えば、自己株式の取得の際に手数料等の付随費用が生じた場合の税務上の取扱いについても問題とされていた。法人税法上の有価証券の取得価額は、購入した有価証券については、その購入の代価に購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用を加算した金額とされているため、この付随費用は自己株式の取得価額に含まれる。一方で、その後当該自己株式を処分しても、処分差額は資本積立金額の増減として処理されるため、結局その付随費用は、永久に損金の額に算入されない結果になっていた。

また、自己株式が有価証券である以上は、通常の有価証券と同じように、評価損を計上できる事由が生じたときには評価損を損金の額に算入できるのかという自己株式の評価損についても議論が生じていた⁽⁹¹⁾。つまり、評価損を計上した場合には損金の額に算入することができるならば、自己株式を消却や譲渡した場合には資本積立金額を増減させて損益に影響させないことにしていることとの平仄がとれない取扱いとなる。

さらに、連結納税制度では、連結納税を開始等する子法人はその開始等直前の事業年度末に有する一定の資産⁽⁹²⁾について、当該事業年度において時価評価により評価損益の計上を行うこととされているため、自己株式についてもこの評価損又は評価益の対象資産に含まれてしまうという問題が生じていた。

4 小 括

法人税法が自己株式を資産として認識してきた理由は、商法において自己株式の長期保有が禁止されていたこと及び他の有価証券と同様に売買契約に

(91) これに関連して商法学者からは、自己株式を取得する際に取得対価に相当する金額が流出する上、保有自己株式が有価証券として資産計上されることにより、会社に損失が生じた場合には自己株式の価額も目減りするので資産状態が二重に悪化することになるということが主張されていた。

(92) 固定資産、金銭債権、有価証券などで、原則として含み損益が1,000万円以上のものである（法法61条の11）。

よる売却が可能であったことであり、このことは平成13年6月の商法改正以降においては維持しえない消極的理由であった。

自己株式の取得は、商法及び会社法上、配当の場合と同じくその取得に関して資本維持の原則の観点から財源規制が設けられていること、取得対価に相当する資産が流出しているにもかかわらず、見かけ上の会社の資産総額が維持されることは適当でないとして純資産の部の控除項目として表示すべきこととされたことから分かる通り、自己株式の取得の実態は、資産の取得というより会社財産の払戻しであると考えべきものであろう⁽⁹³⁾。

平成18年度税制改正において法人税法は、この考え方に基づき、法人税法上の有価証券に自己株式が含まれないことを明らかにし、取得価額を付けないことにすることで損益計算の枠外にしたということであり、自己株式は法人税法上の資産に含まれないと解するべきであろう。

第2節 自己株式の無償等取得と受贈益課税

1 法人税の課税所得と受贈益

法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額であるが、その益金の額について法人税法22条2項は「資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする」と規定し、資産の無償譲受けに係る収益も益金に算入される旨を定めている。

ここで重要なことは、無償による資産の譲受けの場合にも収益が生ずることである⁽⁹⁴⁾。収益は純資産を増加させる原因を意味する会計上の概念

(93) 武田昌輔『会計・商法と課税所得』333頁（森山書店、1993）では、「自己株式と税務の問題は、基本的には、その自己株式が商法上どのように取り扱われているかによって、その態度が明確になる」と述べられている。

(94) 企業会計原則においても、贈与を受けた資産については公正な評価額によって計上しなければならないこととなっている（企業会計原則第3の5F）。

で、給付に対する対価によって測定されるものであるから、既に収益の概念それ自体に外部からの経済的価値の流入の要素が含まれており⁽⁹⁵⁾、譲受けに係る収益とは外部からの経済的価値の流入を意味している⁽⁹⁶⁾。

その他債務免除益、資産を低額で譲り受けた場合の時価との差額に相当する受贈益なども、経済的価値の流入として益金の額に算入される。

法人が資産を得るためには、通常対価として反対給付を必要とするのであるが、反対給付なくして他の者から経済的利益を受け入れることがある。法人税法では法人が受けたこのような経済的利益は、その行為を受けた時の価額をもって益金の額に算入すべきものとされ、資本等取引以外の取引により純資産の増加の原因となるべき一切の事実は、所得を構成することになる。

したがって、経済的価値の流入が株主からもたらされるとしても、資本としての法律上の手続を踏まないものは受贈益として益金を構成することになる⁽⁹⁷⁾。

2 自己株式の無償等取得と経済的価値の流入

自己株式の取得が資産の取得とされていた平成 18 年度税制改正前においては、自己株式の無償等取得があった場合、資産の取得として法人税法 22 条 2 項の規定の適用を受け、発行人は取得時の時価により取得したものとして収益の額を計算し、それが益金の額を構成すると解されてきたわけである。

つまり、自己株式が資産とされている以上は、経済的価値の流入による収

(95) 谷口・前掲注(16)316頁。

(96) 金子・前掲注(12)265頁では、「経済的価値の流入がそもそも存在しない資産の無償譲渡及び役務の提供の場合にも収益が生ずることとされていることからすると、この規定は、正常な対価で取引を行った者との間の負担の公平を維持し、同時に法人間の競争中立性を確保するために、無償取引からも収益が生ずることを擬制した創設的規定であると解すべきであろう」と述べられている(いわゆる適正所得算出説)。

(97) 内国法人が法人による完全支配関係のある他の内国法人から受けた受贈益の額は、益金不算入とされている(税法 25 条の 2)。

益を認識すべきで、その収益の額は取得時の時価と考えられてきたのである。

しかしながら、自己株式の処分を未発行授權株式の発行手続に基づき処分することとされた平成 13 年 6 月の商法改正後においては、自己株式は処分される可能性のある単なる無価値の紙片にすぎず、未発行授權株式と同様に資産性が認められないことからすると、これを無償等取得しても発行人自身には何ら経済的価値の流入があったと解することはできない。この点は、会社法施行後においても同様であろう。

このように考えると、従前の自己株式の無償等取得による受贈益課税は、法人税法が自己株式を資産として取り扱ってきたことの帰結にすぎないということになる⁽⁹⁸⁾。

したがって、平成 18 年度税制改正により自己株式が法人税法上の有価証券に含まれないことを明らかにし、取得価額を付けないこととすることで損益計算の枠外とした現行法人税法においては、自己株式を無償等取得した場合に発行人に受贈益課税すべき理由は見当たらないというべきであろう。

なお、発行人が自己株式を無償等取得した場合に、法人税法 22 条 2 項の規定により発行人に受贈益課税することが妥当でないことは上記のとおりであるが、法人税法 132 条（同族会社等の行為又は計算の否認）の規定により発行人に課税関係が生じ得るであろうか。

法人税法 132 条は、法人の行う行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長はその法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる旨規定している。「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」ことが法人税法 132 条の適用要件となっている⁽⁹⁹⁾が、自己株

(98) 岡村・前掲注(13)323頁では、受贈益（損益取引）としての課税は、平成 14 年度税制改正後の税法 61 条の 2 第 5 項及び同法 2 条 17 号ロとの整合性を保てるかどうかには既に疑問が呈されており、同改正の立場を徹底した平成 18 年度税制改正後には、もはや成り立たない旨述べられている。

(99) 金子・前掲注(12)408頁では、法人税法 132 条の「否認要件としては、経済合理性を欠いた行為または計算の結果として税負担が減少すれば十分であって、租税回避

式の取得によって発行法人に経済的価値の流入はなく、さらに、資本等取引から益金及び損金は生じないとされている以上、単に自己株式を無償等取得しただけでは、発行法人の法人税の負担を不当に減少させる結果となることにはならないと考えられる⁽¹⁰⁰⁾。

3 受贈益課税肯定説の検討

現行法人税法の下においても、発行法人が自己株式を無償等取得した場合、その発行法人に対して受贈益課税すべきであるという見解が主張されることがある。その論拠としては、主に次の3点が挙げられるが、いずれの論拠も妥当ではなく、発行法人に対して受贈益課税することは適当でないと考える。

(1) 二段階説

第一の論拠は、取得の段階においては自己株式を資産たる有価証券と捉え、一般の資産の無償等取得の場合と同様に、法人税法 22 条 2 項の規定によりその取得時の時価と実際の譲受金額との差額を受贈益として益金の額に算入し、いったん自己株式の取得価額を認識した上、その後の段階として法人税法施行令 8 条 1 項 17 号の規定によりその取得価額相当額を資本金等の額から減算するという考え方である⁽¹⁰¹⁾。

この見解は自己株式をあくまで資産であると考えたものであり、また、自己株式の無償等取得により発行法人に一般の資産の取得の場合と同様に経済的価値の流入があることが前提とされている⁽¹⁰²⁾。つまり、自己株式

の意図ないし税負担を減少させる意図が存在することは必要ではないと解される」と述べられている。

(100) 自己株式の取得取引とともに別の取引が行われ、それら一連の取引を行うことによって発行法人の「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」場合があるとすれば、その時には法人税法 132 条の適用可能性が生じ得るかもしれない。

(101) 武田・前掲注(86)参照。

(102) 岡村・前掲注(13)326頁では、株主・法人間取引における取引の正常性(対価が時価であるかどうか)は、「通常の損益取引の場合のように個別取引ごとの判定に馴染まず、株主法人間取引も取引が市場で行われる以上、独立当事者間で決まる正常な対価は存在するが、それは個々の取引でやり取りされる資産や役務の価値ではなく、投資と収益との対応によって求められるから、株主法人間取引に対して損益取引を

が法人税法上の有価証券の定義から除かれはしたが、株式（株券）としては有効であり、取得すること自体は資産の取得であるから、それは一般の資産の取得と変わるところはないという考え方を前提としている。

しかしながら、この見解は、自己株式が資産であるという理由及び自己株式を取得することにより発行法人にいかなる経済的価値の流入があるのかが明らかでなく、受贈益課税する必要性から自己株式の取得取引を二分割しているにすぎないと考えられることからすれば、自己株式の無償等取得によって発行法人に益金が生ずると考えることには無理があると考えられる。

また、無償等取得にあたり付随費用の支出があったときにはその費用の額を取得価額に含めることとなるから、結局、平成18年度税制改正前と同様の付随費用の額が永久に損金の額に算入されない問題が残ることになる。

したがって、自己株式に取得価額を付けないこととすることで損益計算の枠外とした現行法人税法の下においては、自己株式の取得を資産の取得と擬制して受贈益課税することは妥当でないというべきである。

(2) 寄附金課税呼応説

法人が他の法人に資産を無償等で譲渡した場合には、法人税法22条2項並びに同法37条7項及び8項の規定により、時価による取引があったものとして収益の額を計算し、譲渡時の時価と実際の譲渡金額との差額については、譲渡した当該法人に寄附金課税⁽¹⁰³⁾、譲り受けた当該他の法人に受贈益課税がそれぞれ行われることになる。つまり、私法上贈与とされる資産の移転があっても、法人税法上、譲渡した法人にとっては資産の譲渡として譲渡損を認識し、実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる部分の金額が寄附金課税の対象となり、譲り受けた法人にとっては資産の取

切り分けて課税を行うことは実定法との関係だけでなく、株主法人間取引の特質からも適当ではない」として、資本等取引の時価について損益取引と同じように考えるべきではないと述べられている。

(103) 厳密には、寄附金の損金算入限度額を超える部分の金額が損金の額に算入されないことになる。

得、経済的利益を受けたものとして受贈益課税されることになる。

そして、自己株式取引においても、発行人に発行人株式を無償等で譲渡する法人株主の取扱いは、後述するように、原則として当該株主に寄附金課税が行われることから、反対に、その株式を取得した発行人に受贈益課税すべきという考え方が第二の論拠である。

しかしながら、法人税においては寄附があった場合のその寄附をした法人に寄附金課税がなされても、受贈者たる法人に対する受贈益課税については、一方が寄附金課税であるから他方も受贈益課税であるという単純なものとはされていない。時価を超える額で増資払込みがあった場合に出資者側に寄附金課税がなされても、受入れ側である増資法人にとってはあくまで増資という資本等取引でありその全額が資本等を構成するとした裁判例⁽¹⁰⁴⁾はその顕著な事例であろう。

この裁判では、一個の金銭の出捐行為について、その受入側にとって増資払込金であるとされるものが、その出資者側にとっては増資払込金に当たらないなどということは通常人の行う経済取引においては絶対に有り得ないことであると納税者側が主張したのに対し、裁判所は「同じ増資払込行為を、受入側では増資払込と認定しながら、払込側では寄附金の支出と認めることは、法人税法上では、何ら異とするに足りない」と述べて、私法上有効な増資払込みであっても法人税法上それを寄附金と認定することの妥当性を是認し、受入側である増資法人に実際に払い込まれた金銭の全額が資本等となることは何ら不合理なものではないと判示している。

このように、一方の当事者に寄附金課税がなされても、他方の当事者に受贈益課税がなされるかどうかは取引の形態によって異なるのであり、取引当事者のどちらかにとって資本等取引となる場合においては、寄附金課税と受贈益課税とは必ずしも呼応して取り扱う必要はないといえよう。

(104) 名古屋高判平 14・5・15 税務訴訟資料 252 号順号 9121 (原審、福井地判平・13・1・17 月報 48 巻 6 号 1560 頁 (相互タクシー事件))。類似の裁判例として、東京地判平 12・11・30 月報 48 巻 11 号 2785 頁参照。

(3) 現物配当同視説

発行法人が現物配当により自己株式を取得すると、以下で述べるように収益を計上することになる場合がある。このことを根拠に、発行法人に自己株式が帰属するという点では同じである自己株式の無償取得でも、収益計上すべきという考え方⁽¹⁰⁵⁾が第三の論拠である。

会社法は、子会社が親会社株式を取得することを原則として禁止している(会法 135 条 1 項)が、組織再編成などに伴う場合については例外として取得を認め、取得した場合でも相当の時期にその保有する親会社株式を処分することを義務付けている。

そこで、株式交換等により親会社株式を取得した子法人が相当の時期にこれを処分する必要性から、その親法人株式を親会社に譲渡することがあるが、譲渡による方法に代えて現物配当、すなわち剰余金の配当として処分する方法(会法 155 条 13 号、会規 27 条 2 号)が採られることがある。

法人税法では、発行法人が他の法人の現物配当によって自己株式を取得した場合における資本金等の額を減算する金額は、法人税法施行令 8 条 1 項 18 号の規定によりその自己株式の交付を受けたときの時価に相当する金額⁽¹⁰⁶⁾とされている。

この場合において当該他の法人が利益積立金額を原資として現物配当を行ったときは、配当を受領した発行法人は、受取配当等としてその時価相当額を収益計上することになるものと解される。ここでの収益計上につい

(105) 原一郎「孫会社の子会社化のための株式交換等」税務事例研究 101 号 15 頁(2008)。

上記(3)は、適格現物分配以外の現物分配を前提としている。

(106) 平成 18 年度税制改正後の法人税法施行令 8 条 1 項 21 号ロ(現法令 8 条 1 項 18 号)には、剰余金の配当により自己株式を取得した場合の減算する資本金等の額を「その交付を受けた時の価額に相当する金額」と規定している。この点、平成 20 年度法人税法の一部改正で「その取得をした自己の株式を有価証券とみなした場合に当該自己の株式が第 119 条第 1 項第 5 号から第 8 号まで又は第 25 号に掲げる有価証券に該当するときにおける当該自己の株式については、これらの号に定める金額」と表現が改正されたが、泉恒有ほか『平成 20 年改正税法のすべて』349 頁(大蔵財務協会、2008)では、「規定の方法を資産の取得価額の規定を用いる方法に変更したものであり、内容の改正を伴うものではない」と説明されている。

ては、法人税法が資本金等の額と利益積立金額との区分を厳格に行い、配当原資の区分に応じて株主の課税関係を律する立場を採用しているからである。

前述のように、法人税法は、法人の株主等から出資を受けた金額（資本金等の額）とそれを運用して得た所得を留保した金額（利益積立金額）とをそれぞれ区分して管理することが肝要であると考え、それを前提に適正な配当課税が実現されると考えているのである。したがって、資本金等の額とは、法人税課税済かつ株主段階課税済を意味し、利益積立金額とは、株主段階課税前の法人税課税済留保所得を意味するから、利益積立金額を原資とした配当を受領した場合にそれを受取配当金として収益に計上しなければ、資本金等の額と利益積立金額とを峻別する意味がなくなるのである⁽¹⁰⁷⁾。

つまり、利益積立金額を原資として配当されている以上、受領側では受取配当等として収益に計上されなければならないものであり、受領したものが自己株式であったとしても同様に解すべきである。なお、この場合は当然ながら法人税法 23 条（受取配当等の益金不算入）の規定の適用を受けることができるものと解される。

ただし、会計では、他の法人の現物配当により自己株式を取得する場合には、当該他の法人の配当原資にかかわらず、配当を受領した発行人は、保有する当該他の法人の株式の取得価額を減額する処理を行うことが適当であるとされている⁽¹⁰⁸⁾。

(107) 岡村・前掲注(13)368 頁では、「利益積立金額の性質として特に重要なのは、株主段階課税がまだ済んでいない法人の利益をあらわしていることである。逆に言えば、法人において利益積立金額から支払われる分配は、株主において配当としての課税を受けるべきことになる」と述べられている。

(108) 現物配当の受取側の会計処理は「事業分離等に関する会計基準」において、「株主が現金以外の財産の分配を受けた場合、当該株主は、原則として、これまで保有していた株式と実質的に引き換えられたものとみなして、被結合企業の株主に係る会計処理（第 35 項から第 37 項参照）に準じて処理することとされている。この際、これまで保有していた株式のうち実質的に引き換えられたものとみなされる額は、分配を受ける直前の当該株式の適正な帳簿価額を合理的な方法によって按分し算定

第4章 無償等取得した発行法人に係る 株主の課税関係

出資や配当といった株主と法人との取引のように、株主が株主たる地位に基づいて法人と行う取引が株主・法人間取引である。株主・法人間取引においては、ある取引によって法人に対する権利関係の株主間での変動、特に法人の利益や資産に対する持分の移転があったかどうか重要であり、形式的には株主と法人の間の取引であっても法人が株主の集合体であることからすれば、ある株主が法人との間で行った取引に対する課税は、それが他の株主にどのような影響を与えるのか、持分の移転をもたらすかどうか重要であるとされる⁽¹⁰⁹⁾。

このような株主・法人間取引という観点からは、発行法人に発行法人株式を無償等で譲渡するといった不公正な価格による取引があった場合に、取引当事者たる譲渡した法人株主又は当該株主以外の他の法人株主に対する課税の在り方を考察することも意義のあるものとする。

そこで、本章では、発行法人に発行法人株式を無償等で譲渡した法人株主の課税関係を確認するとともに、その場合における他の法人株主の課税関係についても若干の考察を行う。

第1節 無償等で譲渡した法人株主の課税関係

1 原則的な取扱い

発行法人に発行法人株式を無償で譲渡した法人株主にとっては、当該株式

するとされている(第52項)。この点、株主が現金以外の財産の分配を受けた場合、これまでの現金配当の実務にあわせた処理を考慮すれば、当該株主の会計処理は、分配側の原資(払込資本か留保利益か)に従って区別することが考えられるが、そもそも分配側の原資により、自動的に受取側の会計処理(投資の払戻か投資成果の分配か)が決定されるわけではなく、現金以外の財産の分配を受けた株主の会計処理は、むしろ、交換等の一般的な会計処理の考え方に準じて、会計処理することが適当である」とされている。

(109) 岡村・前掲注(13)326頁。

はあくまで資産たる有価証券の一つにすぎないから、その取引は有価証券の譲渡に該当し、譲渡対価はゼロであるから会計上は譲渡損失が計上される⁽¹¹⁰⁾。

法人税法では、資産の譲渡があった場合の譲渡損益は法人税法 22 条の規定により損金の額又は益金の額に算入することになるが、有価証券の譲渡の場合は、譲渡約定日の属する事業年度の損益とすることなど、会計の取扱いに併せて他の資産の譲渡の場合と異なる取扱いを定める必要性から、有価証券の譲渡損益は、同条の別段の定めである法人税法 61 条の 2（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定が適用される。

同条の譲渡対価の額は、その譲渡により交付を受けた金銭等の額から発行法人から通知を受けたみなし配当部分の金額を控除した残額（みなし配当がない場合には、その譲渡により交付を受けた金銭等の全額）となり、譲渡原価である譲渡直前の帳簿価額との差額を有価証券譲渡損益として損金又は益金の額に算入することとなる。譲渡対価の額については、無償又は時価よりも低い価額で譲渡した場合であっても、他の資産の譲渡と同様に通常取引価額（時価）で取引が行われたものとしてその時価相当額が譲渡対価の額となる（法人税基本通達 2-3-4）。

したがって、当該時価相当額と実際に收受した金額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる部分の金額は、法人税法 37 条 8 項の規定により寄附金の額となる。なお、当該金額が当該法人株主の寄附金損金算入限度額の範囲内であれば、寄附金課税もされないことになる。

2 完全支配関係がある場合の取扱い

発行法人に発行法人株式を譲渡した法人株主とその発行法人との間に完全支配関係がある場合には、その譲渡した法人株主の所得の金額の計算上、当該株式の譲渡に係る対価の額は、当該譲渡に係る原価の額に相当する金額と

(110) 低廉の場合には、譲渡対価と帳簿価額との差額が譲渡損失として計上される。

することとされ、当該法人株主に譲渡損益は生じないこととされている（法
法 61 条の 2 第 16 項⁽¹¹¹⁾）。したがって、この場合には、資本金等の額を増減
させることとなるため、当該法人株主に対する寄附金課税は行われな
ことになる（法令 8 条 1 項 19 号）。

第 2 節 他の法人株主の課税関係

1 含み益に対する課税関係⁽¹¹²⁾

株主が複数いる場合において、一の法人株主が発行法人に対して発行法人
株式を無償で譲渡したときは、当該株主以外の他の法人株主（以下「他の法
人株主」という。）は、何らの犠牲を払うことなく当該株式の表章している資
産価値の移転を受け、結果としてその保有する発行法人株式の価額が増加し
て含み益が生ずることになるが、含み益は法人の支配の及ばない外的要因に
よって生じるものであり、会計ではこのような含み益について収益を認識す
ることとはされていない。

企業会計に準拠する法人税法においても同様である。これは、他の法人株
主がその有する株式を譲渡等してその利益が顕在化した時に収益計上すると
いう実現主義の下においては、含み益は実現した利益ではなく課税所得を構
成しないからである。

なお、個人株主については、相続税法 9 条において、法律的には贈与によ
り取得した財産でなくても、その取得した事実によって実質的にこれと同様
の経済的効果が生ずる場合には、贈与により取得したものとみなして贈与税
を課税することが規定されている。

(111) この規定は、平成 22 年 10 月 1 日以後における譲渡があった場合に適用される（平
22 改正法附則 21 条）。なお、法人税法 61 条の 13 との関係については、その譲渡に
係る対価の額とされる金額を同条 1 項に規定する対価の額とすることとされている
（法令 122 条の 14 第 2 項）。

(112) 本節においては、他の法人株主に含み益が生じることを前提とし、法人間に完全
支配関係がない場合について考察を進めていくこととする。

この趣旨は、私法上の贈与契約によって財産を取得したのではないが贈与と同じような実質を有する場合に、贈与の意思がなければ贈与税を課税することができないとしたら課税の公平を失することになるので、この不合理を補うために実質的に対価を支払わないで経済的利益を受けた場合においては、贈与契約の有無にかかわらず贈与により取得したものとみなし、これを課税財産として贈与税を課税するものである⁽¹¹³⁾。

また、相続税法基本通達9-2では、同族会社に対し無償で財産の提供があった場合や時価より著しく低い価額で財産を譲渡した場合において当該会社の株式の価額が増加したときは、当該会社の株主がその株式の価額のうち増加した部分に相当する金額を、財産を提供等した者から贈与によって取得したものとして取り扱うこととされている。

これは、同族会社に対し財産の無償提供等があった場合には、それだけ会社の含み資産は増加し、その会社の株式の価額が値上りし、その会社の株主が利益を受けることになるからである⁽¹¹⁴⁾。自己株式の無償等取得の場合も、持分割合の変動により株主の所有株式の一株当たり純資産は増加することから、相続税法9条の「利益を受けた場合」に該当するものと考えられる。

このように、同族会社の個人株主については、個人株主に帰属するその会社の純資産の増加にも担税力を見出し、これに贈与税を課税することとされている。同族会社に限ってこのような取扱いを定めているのは、利益を与える者から利益を受ける株主への利益の授受の認定について、相続税法64条の同族会社の行為計算否認規定を前提としているからであると解されている。これは、個人への間接的な贈与の意図や合意をどのように立証するかという点について、個人の内心まで立証することは極めて困難であることから行為計算否認規定を前提にしているということであろう。

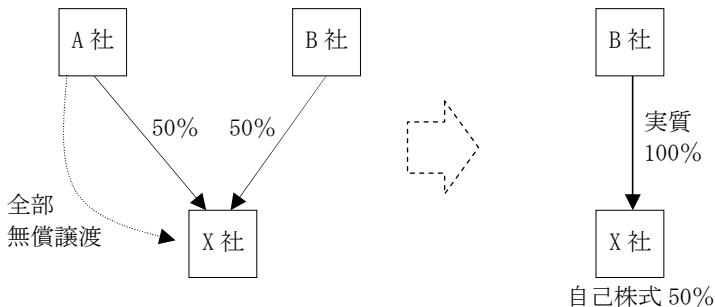
(113) 東京地判昭51・2・17税資87号337頁。

(114) 武田昌輔編著『DHCコンメンタール相続税法』（第一法規）1037頁。

2 特殊な場合における課税

前述のとおり実現した利益を益金とする法人税法の下においては、単なる含み益は課税所得を構成せず、他の法人株主に課税関係は生じないということになるのであるが、株主が発行法人に発行法人株式を無償で譲渡することにより、株主間における持分割合を変動させ、支配権やその株式の表章している資産価値を他の法人株主に移転するような場合にまで、このように解することが妥当なのかという疑問もあろう。そこで、そのような移転の典型的な例を取り上げて、他の法人株主に対する課税上の取扱いの方策を考察する。

例えば、株主A社と他の法人株主B社とで発行法人X社の発行済株式の全部を保有している場合に、A社が保有するX社株式の全部を無償でX社に譲渡したとき、A社が保有していたX社株式の表章している資産価値がB社に移転したということを理由に、B社に対して課税することができるのであろうか⁽¹¹⁵⁾。



上記の事例におけるB社は何らの犠牲を払わずにA社の保有していたX社の資産価値及び支配権の全部を取得したのであり、取得時にB社に課税がな

(115) この事例は一見すると組織再編成のようにみえなくもないが、組織再編成による課税の繰延べ措置は、法人の移転資産に対する支配継続性や株主の投資継続性の観点から認められたものであり、この事例はこれらの継続性が認められないため、これを組織再編税制として課税の繰延べ措置を講じることはできないものと考えられる。

されないとすると課税の公平性が失われる場合も想定されよう⁽¹¹⁶⁾。また、A社の課税関係は、前述のとおり寄附金課税が行われるのであるが、この場合の寄附については、X社に対する寄附であるのか、B社に対する寄附であるのかは必ずしも明らかでなく、譲渡株主A社に寄附金課税が行われるということは、その寄附相当額が他の法人株主B社に移転していると解することもでき、このタイミングを所得の実現と捉えて、B社への資産価値の移転に対して課税を行う考え方もあり得えよう⁽¹¹⁷⁾。

そうすると、このような他の法人株主に対する課税は、現行法令のいかなる解釈により可能となるのであろうか。

3 法人税法 22 条 2 項の規定からのアプローチ

法人税法 22 条 2 項は益金の意義について、「取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額」と規定し、益金を取引に係る収益の額として観念し、原則として実現した利益のみが所得であるという考え方を採用している⁽¹¹⁸⁾。

つまり、法人税法では、所得を益金すなわち取引に係る収益の形態で把握することとし、金銭その他の換価可能な経済的価値の外部からの流入が「実現」を意味していることになる⁽¹¹⁹⁾。反対に、発生してはいるが未実現（対価等が外部から流入していない）の所得は、未実現所得であり、資産の含み益などはまさにこの意味で課税所得を構成しないことになる。

そうすると、上記 2 の事例のような資産価値の移転について、法人税法 22 条 2 項を根拠として、B社に対して課税するためには、その資産価値の移転

(116) このような弊害は特に同族会社においての問題となろう。同族会社においては同族会社株式の売却自体あまり想定されず、課税の繰延べといっても、いつまでも繰り延べることになり、課税する機会が失われることも懸念される。

(117) 前掲注(104)の相互タクシー事件は、100%親子法人間における子会社（増資法人）への金銭の贈与が認定されたものであり、他の株主への資産価値の移転という事象は生じていない。

(118) 金子・前掲注(11)264頁。

(119) 谷口・前掲注(16)175頁。

が同項の収益の額が生ずる取引に該当し、「実現」があったと同視できる状態にあることが求められているといえる。そして、そのような状態かどうかは、まずは、持分割合の変動による株主間における資産価値の移転がどういった認識の下で行われたのか、経済的利益を享受したB社がどういう立場にいたのか等を総合的に勘案して判断していくことが必要であると考えられる。

そのような判断について、収益の額について定めた法人税法 22 条 2 項の規定からアプローチした事件としてオープンシャホールディング事件⁽¹²⁰⁾（以下「O社事件」という。）が参考になると考えられる。O社事件は、O社の100%子会社であるD社が、新株主となるC社に対して新株を著しく有利な価額で発行したことにより、既存株主たるO社から新株主たるC社に資産価値の移転が生じ、この移転が法人税法 22 条 2 項の収益の額が生ずる取引に該当するか否かが争われたものである。

課税庁は、法人税法 22 条 2 項の資産の譲渡又はその他の取引とは、法人が資産に対する管理支配権を行使してその資産価値の全部又は一部を他に移転すること、すなわち所得を構成する資産の増加を認識すべき一切の場合を意味し、法律行為的な取引に限定されないとし、本件増資は、O社、C社及びD社の合意に基づき、D社株式の資産価値を分割し、対価を得ることなくその資産価値の一部をO社からC社に移転させたものにほかならないから、法人税法 22 条 2 項の無償による資産の譲渡又はその他の取引に該当すると主張した。

これに対しO社は、法人税法 22 条 2 項の「取引」について税法上格別の規定がない以上、その意味は、一般私法におけるのと同じと解すべきで、法人税法は法人単位で課税しているから、D社が出資資産を管理処分する行為は、株主であるO社自身の割合的持分の管理処分とは評価されないはずであるし、O社保有のD社株式は、本件増資によって譲渡されていないと主張した。

最高裁は、O社がD社の唯一の株主の立場において、D社に発行済株式総

(120) 最判平 18・1・24 判時 1923 号 20 頁。

数の15倍の新株を著しく有利な価額で発行させたのは、O社のD社に対する持株割合を100%から6.25%に減少させ、C社の持分割合を93.75%とすることによって、D社株式200株に表章されていた同社の資産価値の相当部分に対価を得ることなくC社に移転させることを意図したものであること、本件新株発行は、O社及びC社等が意思を相通じて行ったのであるから、C社においても、上記の事情を十分に了解した上で資産価値の移転を受けたものということができるとして、O社の保有するD社株式に表章されたD社の資産価値については、O社が支配し、処分することができる利益として明確に認めるところ、O社はこのような利益をC社との合意に基づいてC社に移転したというべきであり、したがって、この資産価値の移転は、O社の支配の及ばない外的要因によって生じたものではなく、O社において意図し、かつ、C社において了解したところが実現したものであるから、法人税法22条2項にいう取引⁽¹²¹⁾に当たるといふべきであると判示した。

つまり、最高裁は、本件の資産価値の移転はO社の支配の及ばない外的要因によって生じたものではなく、移転を意図し、移転を受けるC社を含む関係者間の了解や合意の上にそれが実現したものであるから、その移転は法人税法22条2項の収益の額が生ずる取引に当たり、移転した資産価値は、益金に当たると判示したのである。

このように、この判決は、収益の額が生ずる取引の判断に当たり、人間において能動的に資産価値の移転を図った点を重視し、他の取引から生じる利益と同様に、移転した資産価値が実現した所得として法人税の課税対象となることを示したといえよう。

なお、株主間における取引と認定された場合には、その取引は両株主にと

(121) 控訴審判決では「無償による資産の譲渡またはその他の取引」に当たるとし、最高裁判決では単に「取引」としか判示しておらず、「株式が表章している資産価値の移転」を「資産の譲渡」と解しているのか、「他の取引」と解しているのか明らかでないが、いずれにせよ、株主間における資産価値の移転について、収益の額が生ずる取引に該当する場面が存在することを認めたものといえる。

って損益取引である。互いに損益取引が行われた場合の取引当事者間における処理は対応関係にあり、例えば、一方の当事者が資産を譲渡すれば、他方の当事者は資産を取得する。そして、法人税法上その取引価額は双方とも時価となる。つまり、損益取引があったということは、それによる利益は含み益（未実現利益）ではなく実現利益である。資産価値の移転が損益取引となる場合には、移転を受けた他の株主は、その移転を受けた処理をすることとなり、対価を支払わずに取得したときには、その時価相当額を受贈益として収益に計上することになるのである⁽¹²²⁾。

○社事件は新株有利発行により、既存株主たる○社から新株主たるC社にその株式の表章していた資産価値が移転するという損益取引があったことになるから、C社はその資産価値を取得した処理をする必要があることになる。仮にC社が内国法人であったならば、法人税法施行令 38 条 1 項 2 号（現法令 119 条 1 項 4 号）の規定により、払込額と時価との差額を受贈益として益金の額に算入することになったと考えられる。

新株有利発行により株主間で資産価値の移転が生じ、それが損益取引となる場合には、その移転した資産価値は発行法人から与えられるのではなく、株主間で直接移転したと捉えることになると考えられる。つまり、新株有利発行の際の新株主への受贈益課税は、外形上株式の交付は発行法人から受けるものの、利益の移転は他の株主から受けていると解することになる。

4 資産価値の移転に係る課税の射程

上記の最高裁判決で示された法人税法 22 条 2 項の収益の額が生ずる取引の判断については、○社事件の新株有利発行の場面に限定されるものではなく、資本等取引を奇貨として法人間において生じ得る、持分割合の変動を意図した資産価値の移転があったような場合にも適用できるものであると考えられる。したがって、自己株式の無償取得のケースである上記 2 の事例にお

(122) 企業会計原則第 3 の 5 F。

いても、A、B両社間における合意等によりA社からB社に資産価値の移転が行われた場合には、O社事件と同様に、株主間において法人税法22条2項の収益の額が生ずる取引が行われたと認定されることも考えられよう。

つまり、上記2の事例は、A社とX社との間の株式の売買としての外形を有するものではあるが、それがA社の持つX社株式に表章される資産価値をB社に移転する意図・合意の下に行われているという場合には、その移転した資産価値は、A社とB社との間における取引により実現した所得と解することは可能であろう。

以上のように、自己株式の無償等取得の場合でも、その株式の表章している資産価値の移転について、法人税法22条2項の収益の額が生ずる取引に該当するかの判断を行い、他の法人株主の受けた経済的利益が単なる含み益ではなくその移転により実現したものであるかどうかを検討した上、当該他の法人株主に対する課税の可否を行うことが相当である。

5 資産価値の移転と法人税法132条の適用可能性

これまでは、自己株式の取得による株主間の資産価値の移転が法人税法22条2項の収益の額が生ずる取引に当たるかどうかを考察してきたが、上記2の事例のような自己株式の無償取得による株主間の資産価値の移転は、非同族会社では通常想定されない形態でもあることから、法人税法132条（同族会社等の行為又は計算の否認）の適用も考えられるところである。

同族会社の行為計算の否認規定は、租税回避ないしは租税回避行為を防止するために租税回避の否認をなすことを課税庁に認めるもので、租税回避を否認するための一般的規定であると解されている。

租税回避とは、課税要件の充足を避けることによる租税負担の不当な軽減又は排除を意味し、多くの場合、通常でない法形式を選択して、意図した経済的効果を実現しながら、通常の法形式に伴う租税負担を回避するという形をとる。また、租税回避の否認とは、納税者の選択した通常でない法形式を

無視して、通常の法形式に従った課税を行うこととされている⁽¹²³⁾。

法人税法 22 条 2 項は、無償等取引に関して一定の租税回避否認効果を有するが、同族会社の行為計算の否認規定との競合関係については、同族会社の行為計算の否認規定を租税回避の否認規定と捉える立場からは、租税回避の概念は通常の課税要件規定について解釈適用の限界を超えたところで初めて成立するものであるから、必然的に通常の課税要件規定がまず適用されるということになる。

つまり、まず法人税法 22 条 2 項の規定が適用され、それでもなお不当な税負担の減少が生ずるときは、その時にはじめて同族会社の行為計算の否認規定の適用が問題とされるべきである⁽¹²⁴⁾。

この点について、法人税法 22 条 2 項と法人税法 132 条のどちらを適用しても税額の点で相違を生じない場合には、法人税法 22 条 2 項が適用されるべきで、税額が異なるような場合には、どちらを適用するかは課税庁の選択に委ねられていると解する見解⁽¹²⁵⁾もあるが、同時に、法人税法 132 条を適用する場合には、課税庁は税負担の不当な減少を立証しなければならないが、法人税法 22 条 2 項を適用する場合には、租税回避の否認はこの規定の適用の結果自動的に生ずるのであって、そもそも、租税回避行為に当たるかどうか、税負担の不当な減少があるかどうかを問題とする必要がないから、実際には法人税法 22 条 2 項が適用される場面が多いであろうと述べられている。

○社事件では、課税庁は法人税法 132 条の「行為」は、必ずしも法人税法 22 条 2 項の取引に当たる必要はなく、不当な法人税の減少をもたらす一切の行為がこれに当たり、増資決議における株主たる○社の議決権行使が法人税法 132 条の「行為」に当たるとして、同条の適用を当初主張していたが、その後において法人税法 22 条 2 項の適用を主位的主張とし、法人税法 132 条の適用を予備的主張に変更したのも、上記のような考え方に基づくものと考え

(123) 金子・前掲注(12)116頁。

(124) 清永敬次『租税回避の研究』418頁（ミネルヴァ書房、1995）。

(125) 金子宏「無償取引と法人税—法人税法 22 条を中心として」法学協会編『法協百年論集 2 巻』173 頁（有斐閣、1983）。

られる。

結びに代えて

近年、会社法の制定などを背景に、企業組織の柔軟化のための法整備が一定程度整い、上場企業だけでなく中小企業においても、組織再編成が企業の経営戦略上、一つの重要な手法になってきている。そのような中、企業が保有する自己株式は、株式交換、合併、分割等の際の新株発行という場面において、新株発行に代えて保有する自己株式を交付する場合など、経営戦略上必要なツールの一つとして活用されており、取得・保有・処分という一連の自己株式取引に係る税務上の取扱いについても関心が高まっているところである。

本稿は、企業が自己株式を取得した場合、とりわけ無償又は低廉で取得した場合における、その取得した企業、すなわち発行人の法人税法上の取扱いを中心に考察を行ったものである。さらには、これに関連するものとしてその発行人に係る株主に対する課税上の取扱いについても若干の考察を加えたものであるが、発行人に発行人株式を無償等で譲渡した法人株主以外の他の法人株主に対して課税する方策として述べた部分については、極めて限定的な場面における取扱いとしてその射程は狭いといえるかもしれない。

自己株式取引が活発になる中、自己株式に関する議論は今後ますます論じられる機会が増えると思われるが、平成 22 年度税制改正で導入されたグループ税制との関係など、新たな論点も出てくると考えられることから、法人税法における資本等取引については今後とも注視していく必要があるだろう。また、法人税法における各事業年度の所得の金額は、資本等取引と損益取引との二分論に基づき計算することとされているが、本稿でも触れたように、現在においては資本等取引の中に損益取引の要素を含んだ取引が存在しており、これまでのような二分論だけでは割り切れない場面が登場してきている。今後もその領域は拡大していくことが予想されることから、このような取引についての法人税法における取扱いや資本等取引の内容・範囲についてはさらなる議論を深めていく必要があると考える。